

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2008-187576

(P2008-187576A)

(43) 公開日 平成20年8月14日(2008.8.14)

(51) Int.Cl.

H04N 7/173 (2006.01)
G06F 3/048 (2006.01)

F 1

H04N 7/173 640Z
G06F 3/048 657A

テーマコード(参考)

5C164
5E501

審査請求 有 請求項の数 15 O L (全 41 頁)

(21) 出願番号

特願2007-20529(P2007-20529)

(22) 出願日

平成19年1月31日(2007.1.31)

(71) 出願人 000002185

ソニー株式会社

東京都港区港南1丁目7番1号

(74) 代理人 100082131

弁理士 稲本 義雄

(72) 発明者 住吉 一仁

東京都品川区北品川6丁目7番35号 ソニーブルーバードビル内

(72) 発明者 松浦 弘治

東京都品川区北品川6丁目7番35号 ソニーブルーバードビル内

(72) 発明者 浅津 英樹

東京都品川区北品川6丁目7番35号 ソニーブルーバードビル内

F ターム(参考) 5C164 SD12S UB81S UD11S UD53P

最終頁に続く

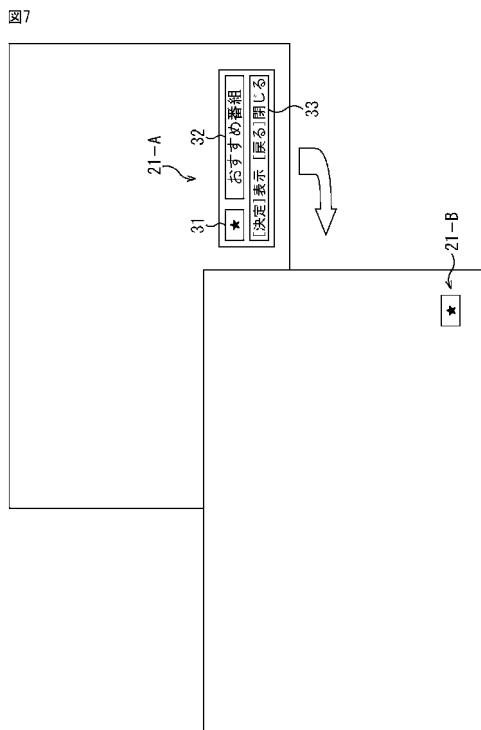
(54) 【発明の名称】情報処理装置および方法、並びにプログラム

(57) 【要約】

【課題】推薦コンテンツを、有効な時期に、ユーザの視聴の邪魔にならないように効果的に提示できるようにする。

【解決手段】装置は、推薦コンテンツをユーザに提示するための推薦情報を生成し、その推薦情報をユーザに提示する場合、そのうちの少なくとも一部の提示形態を変化させる。例えば図7の例では、最初は、推薦コンテンツが存在することをユーザに気付かせることを主目的として、ある程度の大きさのおすすめ通知21-Aが表示される。これに対して、その後、操作入力部の操作がなされるだろうと思われる期間(例えば5秒等)では、視聴コンテンツの視聴の妨げにならないことを主目的として、おすすめ通知21に対応する操作がまだ有効だということが分かる程度の最小限の大きさのおすすめ通知21-Bが表示される。本発明は、テレビジョン放送番組等のコンテンツを推薦する推薦装置に適用可能である。

【選択図】図7



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

コンテンツを推薦する情報処理装置において、
ユーザに対して推薦すべき推薦コンテンツを前記ユーザに提示するための推薦情報を生成し、その推薦情報を前記ユーザに提示する場合、そのうちの少なくとも一部の提示形態を変化させる推薦情報生成手段
を備える情報処理装置。

【請求項 2】

前記推薦情報生成手段は、前記推薦情報の少なくとも一部をアニメーションで表示させることで、前記推薦情報の提示形態を変化させる
請求項 1 に記載の情報処理装置。

10

【請求項 3】

前記推薦情報生成手段は、前記推薦情報の少なくとも一部の表示の大きさを時間的に変化させることで、前記推薦情報の提示形態を変化させる
請求項 2 に記載の情報処理装置。

【請求項 4】

前記推薦情報生成手段は、前記推薦情報の少なくとも一部の表示の空間的位置を時間的に変化させることで、前記推薦情報の提示形態を変化させる
請求項 2 に記載の情報処理装置。

20

【請求項 5】

前記推薦情報生成手段は、前記推薦情報の少なくとも一部を点滅表示することで、前記推薦情報の提示形態を変化させる
請求項 2 に記載の情報処理装置。

【請求項 6】

前記推薦情報生成手段は、前記推薦情報に応じて音の出力形態を変化させることで、前記推薦情報の提示形態を変化させる
請求項 1 に記載の情報処理装置。

【請求項 7】

1 以上の配信元からそれぞれ配信されるまたは配信が開始される 1 以上のコンテンツを処理対象として、前記処理対象の中から 1 以上の推薦コンテンツを抽出する推薦コンテンツ抽出手段
をさらに備え、

30

前記推薦情報生成手段は、前記推薦コンテンツ抽出手段による前記推薦コンテンツの抽出処理に関する 1 以上の要素のうちの、所定要素の内容に応じて、前記推薦情報の少なくとも一部の提示形態を変化させる

請求項 1 に記載の情報処理装置。

【請求項 8】

前記所定要素として、前記推薦コンテンツ抽出手段が前記推薦コンテンツを抽出した理由である推薦理由が採用されており、

前記推薦情報生成手段は、前記推薦情報に、前記推薦コンテンツの前記推薦理由を含めることで、前記推薦コンテンツ抽出手段により前記推薦コンテンツとして抽出される各コンテンツ毎に前記推薦情報の提示形態を変化させる

40

請求項 7 に記載の情報処理装置。

【請求項 9】

前記推薦情報生成手段は、前記推薦コンテンツについての第 1 の推薦情報を生成して前記ユーザに提示し、前記ユーザから所定の指示があった場合、前記推薦コンテンツについての前記第 1 の推薦情報よりも情報量が多い第 2 の推薦情報を生成して前記ユーザに提示することで、前記推薦情報の提示形態を変化させる

請求項 1 に記載の情報処理装置。

【請求項 10】

50

前記推薦コンテンツは複数存在し、

前記推薦情報生成手段は、

前記第1の推薦情報に、前記複数の推薦コンテンツの件数を示す情報を含め、

前記第2の推薦情報に、前記複数の推薦コンテンツのそれぞれを前記ユーザが特定できる情報を含める

請求項9に記載の情報処理装置。

【請求項11】

前記第2の推薦情報には、前記複数の推薦コンテンツのうちの所定の1つに関するコンテンツ情報を表示させる第1の領域と、前記第1の領域の表示対象の前記推薦コンテンツを切り替える操作に供する情報を表示させる第2の領域とが少なくとも含まれている

10

請求項9に記載の情報処理装置。

【請求項12】

前記第2の推薦情報には、前記複数の推薦コンテンツのそれぞれに関する各コンテンツ情報を一覧表示させる領域が少なくとも含まれている

請求項9に記載の情報処理装置。

【請求項13】

前記第2の推薦情報の提示形態として、

前記複数の推薦コンテンツのうちの所定の1つに関するコンテンツ情報を表示させる第1の領域と、前記第1の領域の表示対象の前記推薦コンテンツを切り替える操作に供する情報を表示させる第2の領域とが少なくとも含まれている第1の画像を表示させる第1の提示形態と、

20

前記複数の推薦コンテンツのそれぞれに関する各コンテンツ情報を一覧表示させる第3の領域が少なくとも含まれている第2の画像を表示させる第2の提示形態と

が存在し、

前記推薦情報生成手段は、前記第1の提示形態と前記第2の提示形態とを切り替えて、前記第2の推薦情報を提示する

請求項9に記載の情報処理装置。

【請求項14】

コンテンツを推薦する情報処理装置の情報処理方法において、

30

ユーザに対して推薦すべき推薦コンテンツを前記ユーザに提示するための推薦情報を生成し、その推薦情報を前記ユーザに提示する場合、そのうちの少なくとも一部の提示形態を変化させる

ステップを含む情報処理方法。

【請求項15】

コンテンツを推薦する処理を制御するコンピュータが実行するプログラムであって、

ユーザに対して推薦すべき推薦コンテンツを前記ユーザに提示するための推薦情報を生成し、その推薦情報を前記ユーザに提示する場合、そのうちの少なくとも一部の提示形態を変化させる

40

ステップを含むプログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、情報処理装置および方法並びにプログラムに関し、特に、推薦コンテンツを、有効な時期に、ユーザの視聴の邪魔にならないように効果的に提示することができるようになった情報処理装置および方法並びにプログラムに関する。

【背景技術】

【0002】

特許文献1には、番組を視聴中に別のチャンネルでお勧め番組（以下、推薦番組とも称する）が開始されたときに自動的に2画面表示を行い、2画面表示された番組のうちユー

50

ザが選択した番組を1画面で視聴可能な映像受信装置及び番組推薦方法を提供する、という技術が開示されている。

【特許文献1】特開2005-192062号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0003】

しかしながら、特許文献1の技術は、放送開始後の番組のみしか推薦番組として提示できない、という問題がある。即ち、推薦番組を放送前に通知したりすることができないため、その結果、放送開始後に通知されても、その推薦番組が、録画したい番組だった場合には、録画が手遅れとなってしまう、という問題が発生したりする。

10

【0004】

また、特許文献1の技術で実現される2画面表示が有効でない場合が多々ある、という問題もある。即ち、推薦コンテンツの放送開始後でもコマーシャル映像が表示中だったりすると、画面で表示しても、その推薦コンテンツの内容自体を確認することができない、という問題や、また、そもそも、2つ以上の推薦番組（例えば同時間帯に別々の放送局から放送される各番組）を表示することができない、という問題が発生したりする。

【0005】

以上の問題をまとめると、放送番組のみならず配信コンテンツ等も含めてコンテンツとして、その推薦コンテンツをユーザに提示する場合、特許文献1等の従来の技術では、推薦コンテンツを、有効な時期に、ユーザの視聴の邪魔にならないように効果的に提示することが充分に達成できていない、という問題に帰着する。

20

【0006】

本発明は、このような状況に鑑みてなされたものであり、推薦コンテンツを、有効な時期に、ユーザの視聴の邪魔にならないように効果的に提示することができるようとするものである。

【課題を解決するための手段】

【0007】

本発明の一側面の情報処理装置は、コンテンツを推薦する情報処理装置であって、ユーザに対して推薦すべき推薦コンテンツを前記ユーザに提示するための推薦情報を生成し、その推薦情報を前記ユーザに提示する場合、そのうちの少なくとも一部の提示形態を変化させる推薦情報生成手段を備える。

30

【0008】

前記推薦情報生成手段は、前記推薦情報の少なくとも一部をアニメーションで表示させることで、前記推薦情報の提示形態を変化させる。

【0009】

前記推薦情報生成手段は、前記推薦情報の少なくとも一部の表示の大きさを時間的に変化させることで、前記推薦情報の提示形態を変化させる。

【0010】

前記推薦情報生成手段は、前記推薦情報の少なくとも一部の表示の空間的位置を時間的に変化させることで、前記推薦情報の提示形態を変化させる。

40

【0011】

前記推薦情報生成手段は、前記推薦情報の少なくとも一部を点滅表示することで、前記推薦情報の提示形態を変化させる。

【0012】

前記推薦情報生成手段は、前記推薦情報に応じて音の出力形態を変化させることで、前記推薦情報の提示形態を変化させる。

【0013】

1以上の配信元からそれぞれ配信されるまたは配信が開始される1以上のコンテンツを処理対象として、前記処理対象の中から1以上の推薦コンテンツを抽出する推薦コンテンツ抽出手段をさらに備え、前記推薦情報生成手段は、前記推薦コンテンツ抽出手段による

50

前記推薦コンテンツの抽出処理に関する1以上の要素のうちの、所定要素の内容に応じて、前記推薦情報の少なくとも一部の提示形態を変化させる。

【0014】

前記所定要素として、前記推薦コンテンツ抽出手段が前記推薦コンテンツを抽出した理由である推薦理由が採用されており、前記推薦情報生成手段は、前記推薦情報に、前記推薦コンテンツの前記推薦理由を含めることで、前記推薦コンテンツ抽出手段により前記推薦コンテンツとして抽出される各コンテンツ毎に前記推薦情報の提示形態を変化させる。

【0015】

前記推薦情報生成手段は、前記推薦コンテンツについての第1の推薦情報を生成して前記ユーザに提示し、前記ユーザから所定の指示があった場合、前記推薦コンテンツについての前記第1の推薦情報よりも情報量が多い第2の推薦情報を生成して前記ユーザに提示することで、前記推薦情報の提示形態を変化させる。

10

【0016】

前記推薦コンテンツは複数存在し、前記推薦情報生成手段は、前記第1の推薦情報に、前記複数の推薦コンテンツの件数を示す情報を含め、前記第2の推薦情報に、前記複数の推薦コンテンツのそれぞれを前記ユーザが特定できる情報を含める。

【0017】

前記第2の推薦情報には、前記複数の推薦コンテンツのうちの所定の1つに関するコンテンツ情報を表示させる第1の領域と、前記第1の領域の表示対象の前記推薦コンテンツを切り替える操作に供する情報を表示させる第2の領域とが少なくとも含まれている。

20

【0018】

前記第2の推薦情報には、前記複数の推薦コンテンツのそれぞれに関する各コンテンツ情報を一覧表示させる領域が少なくとも含まれている。

【0019】

前記第2の推薦情報の提示形態として、前記複数の推薦コンテンツのうちの所定の1つに関するコンテンツ情報を表示させる第1の領域と、前記第1の領域の表示対象の前記推薦コンテンツを切り替える操作に供する情報を表示させる第2の領域とが少なくとも含まれている第1の画像を表示させる第1の提示形態と、前記複数の推薦コンテンツのそれぞれに関する各コンテンツ情報を一覧表示させる第3の領域が少なくとも含まれている第2の画像を表示させる第2の提示形態とが存在し、前記推薦情報生成手段は、前記第1の提示形態と前記第2の提示形態とを切り替えて、前記第2の推薦情報を提示する。

30

【0020】

本発明の一側面の情報処理方法およびプログラムは、上述した本発明の一側面の情報処理装置に対応する方法およびプログラムである。

【0021】

本発明の一側面の情報処理装置および方法、並びにプログラムにおいては、ユーザに対して推薦すべき推薦コンテンツを前記ユーザに提示するための推薦情報が生成され、その推薦情報を前記ユーザに提示する場合、そのうちの少なくとも一部の提示形態が変化される。

40

【発明の効果】

【0022】

以上のごとく、本発明によれば、推薦コンテンツをユーザに提供できる。特に、推薦コンテンツを、有効な時期に、ユーザの視聴の邪魔にならないように効果的に提示することができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0023】

以下に本発明の実施の形態を説明するが、本発明の構成要件と、発明の詳細な説明に記載の実施の形態との対応関係を例示すると、次のようになる。この記載は、本発明をサポートする実施の形態が、発明の詳細な説明に記載されていることを確認するためのものである。従って、発明の詳細な説明中には記載されているが、本発明の構成要件に対応する

50

実施の形態として、ここには記載されていない実施の形態があったとしても、そのことは、その実施の形態が、その構成要件に対応するものではないことを意味するものではない。逆に、実施の形態が構成要件に対応するものとしてここに記載されていたとしても、そのことは、その実施の形態が、その構成要件以外の構成要件には対応しないものであることを意味するものでもない。

【0024】

さらに、この記載は、発明の実施の形態に記載されている具体例に対応する発明が、請求項に全て記載されていることを意味するものではない。換言すれば、この記載は、発明の実施の形態に記載されている具体例に対応する発明であって、この出願の請求項には記載されていない発明の存在、すなわち、将来、分割出願されたり、補正により追加される発明の存在を否定するものではない。

10

【0025】

本発明の一側面の情報処理装置は、

コンテンツを推薦する情報処理装置（例えば図1のコンテンツ推薦処理装置10であって、図11の機能的構成を有するコンテンツ推薦処理装置10）であって、

ユーザに対して推薦すべき推薦コンテンツを前記ユーザに提示するための推薦情報（例えば図2等のおすすめ通知21やおすすめ確認ダイアログ22）を生成し、その推薦情報を前記ユーザに提示する場合、そのうちの少なくとも一部の提示形態を変化させる推薦情報生成手段（例えば図11の推薦情報生成部131）を備える。

20

【0026】

1以上の配信元（例えば図1の放送局1や配信サーバ5等）からそれぞれ配信されるまたは配信が開始される1以上のコンテンツを処理対象として、前記処理対象の中から1以上の推薦コンテンツを抽出する推薦コンテンツ抽出手段（例えば図11の推薦コンテンツ抽出部130）

をさらに備え、

前記推薦情報生成手段は、前記推薦コンテンツ抽出手段による前記推薦コンテンツの抽出処理に関する1以上の要素のうちの、所定要素の内容に応じて、前記推薦情報の少なくとも一部の提示形態を変化させる。

【0027】

前記推薦情報生成手段は、前記推薦コンテンツについての第1の推薦情報（例えば図3のおすすめ通知21）を生成して前記ユーザに提示し、前記ユーザから所定の指示があった場合、前記推薦コンテンツについての前記第1の推薦情報よりも情報量が多い第2の推薦情報（例えば図4のおすすめ確認ダイアログ22）を生成して前記ユーザに提示することで、前記推薦情報の提示形態を変化させる。

30

【0028】

前記第2の推薦情報（例えば図8のおすすめ確認ダイアログ22）には、前記複数の推薦コンテンツのうちの所定の1つに関するコンテンツ情報を表示させる第1の領域と、前記第1の領域の表示対象の前記推薦コンテンツを切り替える操作に供する情報を表示させる第2の領域とが少なくとも含まれている。

40

【0029】

前記第2の推薦情報（例えば図9のおすすめ確認ダイアログ22）には、前記複数の推薦コンテンツのそれぞれに関する各コンテンツ情報を一覧表示させる領域が少なくとも含まれている。

【0030】

前記第2の推薦情報の提示形態として、

前記複数の推薦コンテンツのうちの所定の1つに関するコンテンツ情報を表示させる第1の領域と、前記第1の領域の表示対象の前記推薦コンテンツを切り替える操作に供する情報を表示させる第2の領域とが少なくとも含まれている第1の画像（例えば図10のおすすめ確認ダイアログ22A）を表示させる第1の提示形態と、

50

前記複数の推薦コンテンツのそれぞれに関する各コンテンツ情報を一覧表示させる第3

の領域が少なくとも含まれている第2の画像（例えば図10のおすすめ確認ダイアログ22B）を表示させる第2の提示形態と
が存在し、

前記推薦情報生成手段は、前記第1の提示形態と前記第2の提示形態とを切り替えて、
前記第2の推薦情報を提示する。

【0031】

コンテンツを推薦する情報処理装置（例えば図1のコンテンツ推薦処理装置10）の情報処理方法（例えば図5のコンテンツ推薦処理による方法）であって、

ユーザに対して推薦すべき推薦コンテンツを前記ユーザに提示するための推薦情報を生成し、その推薦情報を前記ユーザに提示する場合、そのうちの少なくとも一部の提示形態を変化させる（例えば図5のステップS6，S7や、図6のステップS11，S12の処理）

10

ステップを含む情報処理方法。

【0032】

本発明の一側面のプログラムは、上述した本発明の一側面の情報処理方法に対応するプログラムであって、例えば図15のコンピュータにより実行される。

【0033】

以下、図面を参照して、本発明の実施の形態について説明する。

【0034】

はじめに、図1を用いて、テレビジョン番組放送、およびストリーミングデータの配信について説明する。

20

【0035】

即ち、本実施の形態では、テレビジョン放送番組（ここでも番組と適宜略記する）と、配信ストリーミングデータとがコンテンツの一例として採用されている。

【0036】

放送局1は、地上波の番組放送を送信するか、もしくは、衛星2を介して衛星波の番組放送を送信する。図1の例では、放送局1は1つだけ図示されているが、放送局1が、複数局存在し得ることはいうまでもない。テレビジョン受信装置4のアンテナ3は、地上波、または衛星波の番組放送を受信する。放送信号には、必要に応じて、EPG（Electronic Program Guide）情報が含まれている。

30

【0037】

配信サーバ5は、ストリーミングデータベース6から、映像や音声等のコンテンツを構成するストリーミングデータを読み出し、インターネットその他のネットワークを含むネットワーク8を介して、テレビジョン受信装置4に配信する。また、配信サーバ5は、そのストリーミングデータに関するメタデータを含む情報をメタデータベース7から読み出して、ネットワーク8を介して、EPG受信装置9に配信する。さらにまた、配信サーバ5は、放送局1から放送される番組に関するEPG情報を、メタデータベース7から読み出して、ネットワーク8を介して、EPG受信装置9に配信する。

【0038】

一般的な放送信号に重畠されるEPG情報の情報量が、以下に説明する処理に十分な情報である場合、処理には、一般的な放送信号に重畠されるEPG情報と同一のものを利用するようにしてよい。また、一般的な放送信号に重畠されるEPG情報の情報量が、以下に説明する処理に十分な情報であるとはいえない場合、処理には、一般的な放送信号に重畠されるEPG情報に加えて、もしくは単独で、メタデータを利用するようにしても良い。以下、一般的な放送信号に重畠されるEPG情報では、処理に十分な情報量がないため、本実施の形態では、メタデータを含む情報を利用するものとする。そして、この情報と、ストリーミングデータに関するメタデータを含む情報をあわせたものを、EPGデータと総称するとする。

40

【0039】

EPG受信装置9は、配信されたEPGデータを、テレビジョン受信装置4に提供する。

50

【0040】

チューナを有するテレビジョン受信装置4は、操作入力部を有するテレビジョン表示装置11、または、録画再生装置12から提供されるチャンネルの選択を示す制御信号に基づいて、アンテナ3を介して、地上波、または衛星波の放送信号を選局して受信とともに、配信サーバ5からのストリーミングデータの配信をネットワーク8を介して受け、所定の形態の映像／音声信号として、テレビジョン表示装置11、または、録画再生装置12に提供する。また、テレビジョン受信装置4は、EPG受信装置9から、EPGデータの供給を受け、テレビジョン表示装置11、または、録画再生装置12に提供する。なお、テレビジョン受信装置4は、受信した放送波に、EPGデータが含まれていた場合、番組の信号と分離して、それぞれ、テレビジョン表示装置11、または、録画再生装置12に提供する。

10

【0041】

コンテンツ推薦処理装置10は、配信サーバ5から配信された若しくは配信予定のストリーミングデータと、放送局1から放送された若しくは放送予定のテレビジョン放送番組（本実施の形態では、以下、これらをまとめてコンテンツと称する）のうちの、ユーザの嗜好に合致したコンテンツを推薦するための推薦情報を生成し、テレビジョン表示装置11および録画再生装置12に提供する。なお、コンテンツ推薦処理装置10の詳細については、図2以降の図面を参照して後述する。また、推薦情報としては、本実施の形態では、図2等のおすすめ通知21やおすすめ確認ダイアログ22が採用されているが、これらの推薦情報の詳細についても、図2以降の図面を参照して後述する。

20

【0042】

なお、上述したようにテレビジョン放送番組もコンテンツの一形態と捉えた場合には、放送局1からの放送もまた、コンテンツの配信の一形態と捉えることもできる。即ち、配信とは、放送局1や配信サーバ5に限定されない所定の配信元から、ネットワーク配信や放送に限定されない所定の伝送形態で、コンテンツが、所定の配信先に提供されることをいう。

20

【0043】

ただし、図1の実施の形態の説明をしている限り、放送局1からの放送と、配信サーバ5からの配信とを区別して説明していく。即ち、放送又は配信、放送元（図1の例では放送局1に相当）又は配信元（図1の例では配信サーバ5に相当）等の表現を採用していくとする。

30

【0044】

テレビジョン表示装置11は、ユーザの操作入力部による操作を基に、テレビジョン受信装置4から提供された映像／音声信号、または、録画再生装置12から再生された映像／音声信号の表示や音声出力をしたり、コンテンツ推薦処理装置10から提供された推薦情報に基づいて、チャンネルを自動設定したり、推薦情報（後述する図2等のおすすめ通知21やおすすめ確認ダイアログ22）を表示する。テレビジョン表示装置11は、ユーザの操作履歴である操作ログをコンテンツ推薦処理装置10に提供する。

【0045】

録画再生装置12は、ユーザの操作入力に基づいて、テレビジョン受信装置4から提供された映像／音声信号を、装着された記録媒体、または、内蔵する記録媒体（例えば、ハードディスク）に録画したり、コンテンツ推薦処理装置10から提供された推薦情報に基づいて、テレビジョン受信装置4から提供された映像／音声信号を、装着された記録媒体、または、内蔵する記録媒体に自動録画する。また、録画再生装置12は、装着された記録媒体、または、内蔵する記録媒体に録画されている映像／音声信号を再生し、テレビジョン表示装置11に提供する。更に、録画再生装置12は、ユーザの操作履歴である操作ログをコンテンツ推薦処理装置10に提供する。

40

【0046】

ここでは、EPG受信装置9、テレビジョン受信装置4、コンテンツ推薦処理装置10、テレビジョン表示装置11、および、録画再生装置12を、それぞれ異なる装置として説

50

明したが、これらの装置は、必ずしも個別に構成する必要はない。例えば、EPG受信装置9、テレビジョン受信装置4、および、テレビジョン表示装置11を、チューナ機能を内蔵したテレビジョン受像機15-1として、一体的に構成するようにしてもよいことはいうまでもない。さらに、録画再生装置12も一体的に構成して、録画機能を有するテレビジョン受像機15-2として構成するようにしてもよい。この録画再生装置12は、記録媒体として、大容量のハードディスクを有する、いわゆるハードディスクレコーダであってもよいことはいうまでもない。また、コンテンツ推薦処理装置10を、チューナ機能を内蔵したテレビジョン受像機15-1に内蔵して、テレビジョン受像機15-3としても、または、録画機能を有するテレビジョン受像機15-2に内蔵して、テレビジョン受像機15-4とするようにしてもよい。

10

【0047】

また、テレビジョン表示装置11に対して操作を行う操作入力部は、コンテンツ推薦処理装置10等他の装置に対して操作を行う操作入力部とは別々のものであってもよいが、本実施の形態では、同一の操作入力部（後述する図11の操作入力部25）が採用されているとする。即ち、本実施の形態では、ユーザは、単一の操作入力部（例えばリモートコントローラ等）を利用してことで、テレビジョン表示装置11のみならず、コンテンツ推薦処理装置10等の他の装置に対する操作を行うことができるとしている。

【0048】

図2は、コンテンツ推薦処理装置10の制御によって、テレビジョン表示装置11の画面に表示される画像の状態遷移の例を示す状態遷移図である。

20

【0049】

図2において、各状態は、1つの楕円状ブロックで示されており、その楕円状ブロックに引かれた“S”を含む符号により判別される。1つの状態から1つの状態への状態遷移（同一の状態に留まる場合も含む）は、所定の条件（以下、状態遷移条件と称する）が満たされると実行される。このような状態遷移条件は、図2においては、1つの状態から1つの状態への遷移を表す矢印に、“C”を含む符号を付して表されている。なお、これらの内容は、後述する他の状態遷移図についても同様である。

【0050】

図2の例では、基本状態は、通常画面表示状態SAとされている。即ち、テレビジョン表示装置11の表示画面に、テレビジョン受信装置4において現在選局されて受信されているコンテンツ（番組）が表示されている状態、または、録画再生装置12から再生されたコンテンツ（録画番組等）が表示されている状態が、通常画面表示状態SAである。なお、図2には、前者の状態の画面が、視聴中画面と記述され、また、後者の状態の画面が、外部入力画面と記述されている。

30

【0051】

換言すると、通常画面表示状態SAとは、ユーザが所定のコンテンツを視聴中であって、その所定のコンテンツのみが表示されている状態をいう。そこで、以下、通常画面表示状態SAにおいてテレビジョン表示装置11に表示されている所定のコンテンツを、視聴中コンテンツと称する。

【0052】

例えば、現時刻が、推薦コンテンツの放送や配信が開始される直前の時刻（例えば5分前等）になると、状態遷移条件C1が満たされたと判定され、テレビジョン表示装置11の表示状態は、おすすめ通知画面状態SBに遷移する。

40

【0053】

なお、状態遷移条件C1のより正確な具体例については、図5のステップS1乃至S5等を参照して後述する。

【0054】

おすすめ通知画面表示状態SBに遷移すると、テレビジョン表示装置11の表示画面には、視聴中コンテンツの上に、推薦コンテンツが存在することを通知する画像21（以下、おすすめ通知21と称する）が表示される。なお、おすすめ通知21は、図2の例では

50

、黒色の星印と白色の星印が重ねられた画像とされているが、実際には例えば、図3に示されるような画像を採用することができる。

【0055】

図3の例のおすすめ通知21には、所定のアイコン（図3の例では星印のアイコン）を示す領域31、推薦コンテンツを特定可能な情報（図3の例では「おすすめ番組」というテキスト）を簡易表示する領域32、および、操作内容を示す情報（図3の例では「[決定]表示 [戻る]閉じる」というテキスト）を表示する領域33が設けられている。なお、以下、説明の簡略上、領域31をアイコン31と称し、領域32をメッセージ領域32と称し、領域33を操作ガイド33と称する場合もある。

【0056】

なお、おすすめ通知21は、当然ながら図3の例に限定されない。おすすめ通知21の別の具体例については、図7等を参照して後述する。

【0057】

ユーザは、このようなおすすめ通知21を視認するだけで、放送番組等の視聴中（視聴コンテンツ表示中）に、その視聴を邪魔することなく、別のおすすめの放送番組等（推薦コンテンツ）が存在することを容易に理解できるようになる。

【0058】

そこで、ユーザは、おすすめ通知21により通知された推薦コンテンツのさらなる詳細を知りたい場合には、操作入力部を利用した所定の操作を行うことで、具体的には例えば図3の例では操作ガイド33に表示されているように、操作入力部に設けられている「決定」キーを押下することで、推薦コンテンツ（図3の例では、メッセージ領域32に表示されるおすすめ番組）に関する詳細情報を含む画像（以下、おすすめ確認ダイアログと称する）が画面上に表示されるようになる。

【0059】

即ち、図2のおすすめ通知画面表示状態SBにおいて、おすすめ確認ダイアログの提示を指示する操作がなされると、例えば上述した例では「決定」キーの押下操作がなされると、状態遷移条件C1が満たされたと判定され、テレビジョン表示装置11の表示状態は、おすすめ確認ダイアログ表示状態SCに遷移する。

【0060】

おすすめ確認ダイアログ表示状態SCに遷移すると、テレビジョン表示装置11の表示画面には、視聴中コンテンツの上に、おすすめ通知確認ダイアログ22が表示される。なお、おすすめ確認ダイアログ22は、図2の例では、3つの橢円を含む表形式の画像とされているが、実際には例えば、図4に示されるような画像を採用することができる。

【0061】

図4の例のおすすめ確認ダイアログ22には、領域41乃至43と、ソフトウェアボタン44乃至47が設けられている。

【0062】

領域41には、例えば、推薦コンテンツの状態情報が表示される。具体的には例えば、推薦コンテンツの放送または配信の開始時刻が、現時刻よりも後である場合には、図4に示されるように、「まもなく放送開始」というテキストが表示される。一方、推薦コンテンツが現在放送又は配信中である場合には、図示はしないが、例えば、「現在放送中」というテキストが表示される。

【0063】

領域42には、例えば、推薦コンテンツについての各種EPGデータが表示される。具体的には例えば、推薦コンテンツの放送元又は配信元を示す情報（例えばチャンネル番号等）、推薦コンテンツの放送又は配信の開始時刻（図4の例では「午後07：00」）、推薦コンテンツの放送又は配信の終了時刻（図4の例では「午後08：00」）、推薦コンテンツのタイトル名（図4の例では「HARO」）、推薦コンテンツのジャンル（図4の例では「ドラマ」）、推薦コンテンツの詳細情報（図4の例では「ドラマ「HARO」(01年)の特別編・・・」等が領域42に表示される。

【 0 0 6 4 】

領域 4 3 には、例えば、推薦コンテンツについての推薦理由や推薦度合等が表示される。図4の例では、「おすすめの理由：いつも見ている番組です。」というテキストが表示されている。

【 0 0 6 5 】

その他、図4の例には、現時刻として「午後 0 6 : 4 5 」というテキストもおすすめ確認ダイアログ 2 2 の情報として表示されている。

【 0 0 6 6 】

ソフトウェアボタン 4 4 は、図4の例では、テレビジョン受信装置 4 の選局を、推薦コンテンツの放送元又は配信元に切り替える操作ボタンとされている。以下、かかるソフトウェアボタン 4 4 を、図4の記載にあわせて、選局ボタン 4 4 と称する。即ち、ユーザは、提示された推薦を受け入れて、その推薦コンテンツの視聴を開始する場合には、操作入力部を操作して選局ボタン 4 4 を押下すればよい。これにより、その推薦コンテンツの放送元又は配信元からの映像が、テレビジョン表示装置 1 1 の画面に表示されるようになる。ここで、推薦コンテンツの放送元又は配信元からの映像と記載したのは、選局ボタン 4 4 の押下時点では、推薦コンテンツの放送又は配信がまだ開始されていない場合があるからである。かかる場合には、その後開始時刻になると、推薦コンテンツが、テレビジョン表示装置 1 1 の画面に表示されるようになる。

10

【 0 0 6 7 】

即ち、図2のおすすめ確認ダイアログ表示状態 S C において、ユーザの選局操作（図4の例では選局ボタン 4 4 の押下操作）がなされると、状態遷移条件 C 3 が満たされたと判定され、テレビジョン表示装置 1 1 の表示状態は、選局画面表示状態 S D に遷移する。

20

【 0 0 6 8 】

選局画面表示状態 S D に遷移すると、テレビジョン表示装置 1 1 の表示画面には、ユーザの選局操作（図4の例では選局ボタン 4 4 の押下操作）によって選局された放送元又は配信元の映像、即ち、推薦コンテンツの放送元又は配信元からの映像が表示される。このとき、おすすめ確認ダイアログ 2 2 は消去される。

【 0 0 6 9 】

なお、選局画面表示状態 S D に遷移して、推薦コンテンツがテレビジョン表示装置 1 1 の表示画面に表示されると、その推薦コンテンツが、ユーザにとっての新たな視聴中コンテンツとなる。従って、かかる推薦コンテンツが視聴中コンテンツとして表示されている状態、即ち、新たな通常画面表示状態 S A となる。この場合、その後、さらに別の推薦コンテンツの放送又は配信の開始時刻の直前等になると、状態遷移条件 C 1 が満たされたと判定されて、テレビジョン表示装置 1 1 の表示状態は、おすすめ通知画面表示状態 S B に遷移することになる。

30

【 0 0 7 0 】

また、図4の例では、ソフトウェアボタン 4 5 は、推薦コンテンツのさらなる詳細の情報（以下、番組説明と称する）の提示を指示する操作ボタンとされている。以下、かかるソフトウェアボタン 4 5 を、図4の記載にあわせて、番組説明ボタン 4 5 と称する。即ち、ユーザは、推薦コンテンツのさらなる詳細を知りたい場合には、操作入力部を操作して番組説明ボタン 4 5 を押下すればよい。これにより、例えば、テレビジョン表示装置 1 1 の表示画面全体には、視聴中コンテンツに代わって、番組説明が表示される。

40

【 0 0 7 1 】

即ち、図2のおすすめ確認ダイアログ表示状態 S C において、番組説明の提示を指示する操作がなされると、例えば上述した例では図4の番組説明ボタン 4 5 の押下操作がなされると、状態遷移条件 C 4 が満たされたと判定され、テレビジョン表示装置 1 1 の表示状態は、番組説明画面表示状態 S E に遷移する。

【 0 0 7 2 】

番組説明画面表示状態 S E に遷移すると、テレビジョン表示装置 1 1 の表示画面全体には、視聴中コンテンツに代わって、番組説明が表示される。なお、番組説明は、図2の例

50

ではその概略のみが図示されているが、図2の例に限定されることなく任意の画像を採用することができる。ただし、番組説明が表示されている状態でも、ユーザの選局操作（例えば図4の選局ボタン44と同様のソフトウェアボタンの押下操作）が可能であると好適である。

【0073】

この場合、即ち、図2の番組説明画面表示状態SEの場合において、ユーザの選局操作がなされると、状態遷移条件C5が満たされたと判定され、テレビジョン表示装置11の表示状態は、選局画面表示状態SDに遷移する。

【0074】

上述したように、選局画面表示状態SDに遷移すると、テレビジョン表示装置11の表示画面には、ユーザの選局操作によって選局された放送元又は配信元の映像、即ち、推薦コンテンツの放送元又は配信元からの映像が表示される。

【0075】

また、図4の例では、ソフトウェアボタン46は、推薦コンテンツの録画の予約を指示する操作ボタンとされている。以下、かかるソフトウェアボタン46を、図4の記載にあわせて、録画予約ボタン46と称する。即ち、ユーザは、提示された推薦を受け入れて、その推薦コンテンツの録画予約を指示する場合には、操作入力部を操作して録画予約ボタン46を押下すればよい。これにより、その録画予約の指示が、図1の録画再生装置12に対してなされる。すると、録画再生装置12は、推薦コンテンツの放送又は開始時刻になると、その推薦コンテンツの録画動作、即ち、テレビジョン受信装置4から提供された推薦コンテンツに対応する映像／音声信号の記録媒体への録画を開始する。

【0076】

また、図4の例では、ソフトウェアボタン47は、おすすめ確認ダイアログ22の消去を指示する操作ボタンとされている。以下、かかるソフトウェアボタン47を、図4の記載にあわせて、閉じるボタン47と称する。即ち、ユーザは、提示された推薦を受け入れない場合には、操作入力部を操作して閉じるボタン47を押下すればよい。これにより、おすすめ確認ダイアログ22が消去されて、視聴中コンテンツのみが、テレビジョン表示装置11の表示画面に表示されることになる。

【0077】

即ち、図2のおすすめ確認ダイアログ表示状態SCにおいて、おすすめ確認ダイアログ22の消去を指示する操作がなされると、例えば上述した例では図4の閉じるボタン47の押下操作がなされると、状態遷移条件C6が満たされたと判定され、テレビジョン表示装置11の表示状態は、通常画面表示状態SAに遷移する。

【0078】

なお、おすすめ通知21が表示中の場合にも、ユーザは、推薦を受け入れないときには、おすすめ通知を消去する操作、具体的には例えば図3の例では操作ガイド33に表示されているように、操作入力部に設けられている「戻る」キーを押下することで、おすすめ通知21を消去することができる。

【0079】

即ち、図2のおすすめ通知表示状態SBにおいて、おすすめ通知21の消去を指示する操作がなされると、例えば上述した例では「戻る」キーの押下操作がなされると、状態遷移条件C7が満たされたと判定され、テレビジョン表示装置11の表示状態は、通常画面表示状態SAに遷移する。

【0080】

以上、本発明の適用により実現可能な処理を、テレビジョン表示装置11の表示状態の視点で説明した。以下、視点を変えて、かかる処理を、図1のコンテンツ推薦処理装置10の処理として説明する。以下、かかるコンテンツ推薦処理装置10の処理を、コンテンツ推薦処理と称する。

【0081】

図5と図6は、コンテンツ推薦処理の一例を説明するフローチャートである。

10

20

30

40

50

【0082】

ステップS1において、コンテンツ推薦処理装置10は、テレビジョン表示装置11の電源状態がオフ状態からオン状態に切り替えられたか否かを判定する。

【0083】

テレビジョン表示装置11の電源状態がオフ状態からオン状態に切り替えられた場合、ステップS1の処理でYESであると判定されて、処理はステップS4に進む。ただし、ステップS4以降の処理については後述する。

【0084】

これに対して、テレビジョン表示装置11の電源状態がオン状態を継続している場合には、ステップS1の処理でNOであると判定されて、処理はステップS2に進む。

10

【0085】

ステップS2において、コンテンツ推薦処理装置10は、現時刻から所定時間（例えば5分等）以内に放送又は配信が開始するコンテンツは存在するか否かを判定する。

【0086】

現時刻から所定時間以内に放送又は配信が開始するコンテンツが存在する場合、ステップS2の処理でYESであると判定されて、処理はステップS4に進む。ただし、ステップS4以降の処理については後述する。

【0087】

これに対して、現時刻から所定時間以内に放送又は配信が開始するコンテンツが存在しない場合には、ステップS2の処理でNOであると判定されて、処理はステップS3に進む。

20

ステップS3において、コンテンツ推薦処理装置10は、テレビジョン受像装置4の選局切り替えが、ユーザにより指示されたか否かを判定する。

【0088】

テレビジョン受像装置4の選局切り替えがユーザにより指示されたと判定された場合、ステップS3の処理でYESであると判定されて、処理はステップS4に進む。ただし、ステップS4以降の処理については後述する。

【0089】

これに対して、テレビジョン受像装置4の選局切り替えがユーザにより指示されていないと判定された場合、ステップS3の処理でNOであると判定されて、処理はステップS1に戻され、それ以降の処理が繰り返される。

30

【0090】

即ち、図5と図6の例では、テレビジョン表示装置11の電源状態がオフ状態からオン状態に切り替えられたという第1の条件、現時刻から所定時間（例えば5分等）以内に放送又は配信が開始するコンテンツが存在するという第2の条件、および、テレビジョン受像装置4の選局切り替えがユーザにより指示されたという第3の条件のうちの何れかが満たされるまで、ステップS1乃至S3のループ処理が繰り返し実行され、何れかの条件が満たされると、処理はステップS4に進む。

【0091】

ステップS4において、コンテンツ推薦処理装置10は、現時刻から所定時間（例えば5分等）以内に放送若しくは配信が開始する又は放送中若しくは配信中の全てのコンテンツの推薦度を演算する。

40

【0092】

ここで注目すべき点は、コンテンツ推薦処理装置10は、単にEPGデータのみから推薦度を演算するのではなく、様々な嗜好情報（他人の嗜好を含む）を利用して推薦度を演算する点である。

【0093】

嗜好情報としては、例えば、ユーザの視聴履歴を採用できる。具体的には例えば、選局した放送局や配信サーバ（いわゆるチャンネル名等）、時間帯、タイトル名、ジャンル、番組詳細等を嗜好情報として採用できる。また例えば、ユーザの操作履歴を嗜好情報とし

50

て採用できる。具体的には例えば、「選局」の操作履歴、上述した推薦情報、即ち、おすすめ通知21、おすすめ確認ダイアログ22、番組説明等(図2等参照)を確認したという操作履歴等を、嗜好情報として採用できる。また例えば、ユーザ評価を嗜好情報として採用できる。具体的には例えば、視聴を中断した場合には低評価とする一方、番組を好きと指定した場合には高評価とする等の評価を、嗜好情報として採用できる。また例えば、ユーザに登録してもらったキーワード等を、嗜好情報として採用できる。

【0094】

さらに例えば、ネットワークを通じて取得した情報を嗜好情報として採用できる。具体的には例えば、視聴率、人気ランキング等も、嗜好情報として採用できる。かかる嗜好情報も採用できることが、上述した嗜好情報の後のかっこ書き、即ち、他人の嗜好を含むという意味である。10

【0095】

このように、EPGデータのみならず嗜好情報を利用してコンテンツの推薦を行うことで、ユーザに対して推薦コンテンツを効果的に提示することができるようになる。即ち、嗜好情報を利用しているので、EPGデータのみを利用する場合に比較して、より一段とユーザの嗜好に合致したコンテンツの提示ができるようになり、ユーザに不必要的コンテンツを提示することを防止することができる。また、推薦コンテンツの提示の際には、単なるEPGデータに基づく情報を提示するだけではなく、推薦度合や推薦理由も提示できるようになり、EPGデータのみを利用する場合に比較して、より一段と説得力のある推薦コンテンツの提示ができるようになる。20

【0096】

なお、コンテンツ推薦処理装置10による推薦度の演算のさらなる詳細については、図11以降を参照して後述する。

【0097】

このようにして、ステップS4の処理対象となっている全コンテンツについての推薦度が演算されると、処理はステップS5に進む。

【0098】

ステップS5において、コンテンツ推薦処理装置10は、おすすめ通知21(図2等)を提示するか否かを判定する。

【0099】

ステップS5の判定基準は、特に限定されないが、ここでは、所定の閾値以上の推薦度を有するコンテンツが1以上存在する場合におすすめ通知21を提示すると判定する、という基準が採用されているとする。即ち、ここでは、所定の閾値以上の推薦度を有するコンテンツが推薦コンテンツとして提示されることになる。30

【0100】

従って、全コンテンツの推薦度が閾値未満の場合、即ち、推薦コンテンツが1つも存在しない場合、ステップS5の処理でNOであると判定されて、処理はステップS1に戻され、それ以降の処理が繰り返される。

【0101】

これに対して、推薦度が閾値以上のコンテンツが1つ以上存在する場合、即ち、1つ以上の推薦コンテンツが存在する場合、ステップS5の処理でYESであると判定されて、処理はステップS6に進む。40

【0102】

コンテンツ推薦処理装置10は、ステップS6において、おすすめ通知21を生成し、ステップS7において、そのおすすめ通知21をテレビジョン表示装置11に表示させる。これにより、処理はステップS8に進む。

【0103】

ここで、図5のステップS1乃至S7までの処理と、図2の状態遷移図とを比較する。

【0104】

図5において、テレビジョン表示装置11の電源状態がオフ状態からオン状態に切り替50

えられたという第1の条件（ステップS1の処理がYESであるという第1の条件）、現時刻から所定時間（例えば5分等）以内に放送又は配信が開始するコンテンツが存在するという第2の条件（ステップS2の処理がYESであるという第2の条件）、および、テレビジョン受像装置4の選局切り替えがユーザにより指示されたという第3の条件（ステップS3の処理がYESであるという第3の条件）のうちの何れかが満たされ、かつ、現時刻から所定時間（例えば5分等）以内に放送若しくは配信が開始する又は放送中若しくは配信中の全てのコンテンツの中に、閾値以上の推薦度を有するコンテンツが1つ以上存在する、即ち、1以上の推薦コンテンツが存在するという第4の条件（ステップS4の処理後のステップS5の処理がYESであるという条件）が満たされた場合、ステップS6とS7の処理で、おすすめ通知21が生成されて表示される。

10

【0105】

従って、図5のコンテンツ推薦処理では、上述した第1の条件乃至第3の条件のうちの1条件が満たされ、かつ、第4の条件が満たされたことが、図2の状態遷移条件C1が満たされたことに相当する。

【0106】

換言すると、上述した第1の条件乃至第4の条件が状態遷移条件C1として採用された場合のコンテンツ推薦処理の一例が、図5のフローチャートに示されている。即ち、図5のステップ1乃至S5は状態遷移条件C1が満たされたか否かの処理の一例である。従って、状態遷移条件C1として別の条件を採用する場合には、図5のステップS1乃至S5の代わりに、その別の条件が満たされたか否かの処理を採用すればよいことになる。

20

【0107】

例えば、ステップS1の判断処理では、テレビジョン表示装置11の電源状態が判断されているが、その他、テレビジョン受像装置4の電源状態が判断されてもよいし、広く、ユーザのコンテンツの使用に供する装置の電源状態が判断されてもよい。即ち、本実施の形態では、コンテンツとして主に映像コンテンツが放送又は配信されるので、コンテンツの使用とは、映像コンテンツの視聴を意味し、その視聴に供する装置の一例として、テレビジョン表示装置11やテレビジョン受像装置4が採用されているのである。また、判断される状態は、電源状態に限定されず、広く、装置がその機能を発揮できる状態が採用されてもよい。即ち、ステップS1の判断処理とは、「ユーザのコンテンツの使用に供される装置の状態が、その装置の機能を発揮可能な状態となったか？」という判断処理の一例である。

30

【0108】

何れにしても状態遷移条件C1が満たされて、おすすめ通知画面表示状態SBに遷移すると、即ち、図5の例ではステップS6とS7の処理で、おすすめ通知21が生成されて表示されると、処理は、ステップS8に進む。

【0109】

ステップS8において、コンテンツ推薦処理装置10は、通知消去の条件が満たされたか否かを判定する。即ち、ここでいう通知消去の条件が、図2でいう状態遷移条件C7に相当する。

40

【0110】

例えば図3の例のおすすめ通知21が表示されている場合には、操作入力部の「戻る」キーが押下されると、ステップS8において、通知消去の条件が満たされたと判定されて、即ち、ステップS8においてYESであると判定されて、処理はステップS9に進む。ステップS9において、コンテンツ推薦処理装置10は、おすすめ通知21を消去する。その後、処理はステップS1に戻され、それ以降の処理が繰り返される。即ち、図2でいえば、状態遷移条件C7が満たされたと判定されて、通常画面表示状態SAに遷移する。

【0111】

これに対して、操作入力部の「戻る」キーが押下されない限り、ステップS8においてNOであると判定されて、処理はステップS10に進む。

【0112】

50

ステップ S 1 0において、コンテンツ推薦処理装置 1 0は、おすすめ確認ダイアログ 2 2の提示がユーザにより指示されたか否かを判定する。即ち、このステップ S 1 0の判定条件が、図 2 でいう状態遷移条件 C 2 に相当する。

【0 1 1 3】

例えば図 3 の例のおすすめ通知 2 1 が表示されている場合には、操作入力部の「決定」キーが押下されると、ステップ S 1 0において YES であると判定されて、処理は図 6 のステップ S 1 1 に進む。コンテンツ推薦処理装置 1 0は、ステップ S 1 1 において、おすすめ確認ダイアログ 2 2 を生成し、ステップ S 1 2 において、そのおすすめ確認ダイアログ 2 2 をテレビジョン表示装置 1 1 に表示させる。これにより、処理はステップ S 1 3 に進む。即ち、図 2 でいえば、状態遷移条件 C 2 が満たされて、おすすめ確認ダイアログ表示状態 S C に遷移したことになる。10

【0 1 1 4】

これに対して、操作入力部の「決定」キーが押下されない限り、図 5 のステップ S 1 0 において NO であると判定されて、処理はステップ S 8 に戻され、それ以降の処理を繰り返す。即ち、ここでは、操作入力部の「戻る」キー又は「決定」キーが押下されない限り、ステップ S 8 と S 9 のループ処理が繰り返されて、おすすめ通知 2 1 の表示が保持される。即ち、図 2 でいえば、おすすめ通知画面表示状態 S B が維持される。

【0 1 1 5】

ただし、ユーザの操作のみに依存せず、例えば、おすすめ通知 2 1 の表示後一定時間（例えば 10 秒等）経過した場合には、ステップ S 8 において、通知消去の条件が満たされたと判定し、ステップ S 9 において、おすすめ通知 2 1 を消去するようにしてもよい。換言すると、通知消去の条件、即ち、図 2 でいう状態遷移条件 C 7 は、特に限定されず、任意の種類の任意の個数の条件を任意に組み合わせたものを採用することができる。20

【0 1 1 6】

以下、図 2 でいうおすすめ確認ダイアログ表示状態 S C に遷移した後の処理、即ち、図 6 の S 1 3 以降の処理について説明する。

【0 1 1 7】

即ち、上述したように、ステップ S 1 2 の処理でおすすめ確認ダイアログ 2 2 が表示されると、処理はステップ S 1 3 に進む。

【0 1 1 8】

ステップ S 1 3 において、コンテンツ推薦処理装置 1 0は、ダイアログ消去の条件が満たされたか否かを判定する。即ち、ここでいうダイアログ消去の条件が、図 2 でいう状態遷移条件 C 6 に相当する。30

【0 1 1 9】

例えば図 4 の例のおすすめ確認ダイアログ 2 2 が表示されている場合には、閉じるボタン 4 7 が押下されると、ステップ S 1 3 において、ダイアログ消去の条件が満たされたと判定されて、処理はステップ S 1 4 に進む。ステップ S 1 4 において、コンテンツ推薦処理装置 1 0は、おすすめ確認ダイアログ 2 2 を消去する。その後、処理は図 5 のステップ S 1 に戻され、それ以降の処理が繰り返される。即ち、図 2 でいえば、状態遷移条件 C 6 が満たされたと判定されて、通常画面表示状態 S A に遷移する。40

【0 1 2 0】

なお、上述した図 5 のステップ S 8 の通知消去の条件（図 2 の状態遷移条件 C 7 ）と同様に、このステップ S 1 3 のダイアログ消去の条件（図 2 の状態遷移条件 C 6 ）も、特に限定されず、任意の種類の任意の個数の条件を任意に組み合わせたものを採用することができる。

【0 1 2 1】

具体的には例えば、閉じるボタン 4 7 の押下の他、操作入力部の「戻る」キーの押下や、無操作状態が所定時間（例えば 20 秒等）が経過したことを、ステップ S 1 3 のダイアログ消去の条件（図 2 の状態遷移条件 C 6 ）として採用することもできる。

【0 1 2 2】

10

20

30

40

50

いずれにしても、ダイアログ消去の条件（図2の状態遷移条件C6）が満たされない限り、ステップS13の処理でNOであると判定されて、処理はステップS15に進む。ステップS15において、コンテンツ推薦処理装置10は、番組説明の提示が、ユーザにより指示されたか否かを判定する。

【0123】

例えば図4の例のおすすめ確認ダイアログ22が表示されている場合には、番組説明ボタン45が押下されると、ステップS15において、番組説明の提示がユーザにより指示されたと判定されて、処理はステップS16に進む。コンテンツ推薦処理装置10は、ステップS16において、推薦コンテンツの番組説明（図2の番組説明画面表示状態SE内の画像参照）を生成し、ステップS17において、おすすめ確認ダイアログ22を消去して、その番組説明をテレビジョン表示装置11に表示させる。これにより、処理はステップS18に進む。即ち、図2でいえば、状態遷移条件C4が満たされて、番組説明画面表示状態SEに遷移したことになる。

【0124】

また、番組説明ボタン45が押下されない場合にも、ステップS15の処理でNOであると判定されて、処理はステップS18に進む。

【0125】

ステップS18において、コンテンツ推薦処理装置10は、推薦コンテンツがユーザに受け入れられたか否かを判定する。

【0126】

ここでは、ユーザによる選局操作（図4の例では選局ボタン44の押下操作）がなされた場合、推薦コンテンツがユーザに受け入れられたと判定するとする。即ち、ステップS18の判定条件が、図2でいう状態遷移条件C3またはC5に相当する。

【0127】

即ち、ステップS18においてYESであると判定された場合とは、図2でいう状態遷移条件C3またはC5が満たされた場合に相当し、図2でいう選局画面表示状態SDへの遷移のための処理として、次のようなステップS19乃至S21の処理が実行される。

【0128】

即ち、ステップS19において、コンテンツ推薦処理装置10は、図1のテレビジョン受像装置4に対して、推薦コンテンツの放送元又は配信元を選局することを指示する。即ち、いわゆるチャンネル切り替えの指示がテレビジョン受像装置4に対してなされる。

【0129】

ステップS20において、コンテンツ推薦処理装置10は、おすすめ確認ダイアログ22が表示されているか否かを判定する。

【0130】

ステップS15の処理でNOであると判定された後にステップS18の処理でYESであると判定された場合、即ち、図2でいうおすすめ確認ダイアログ表示状態SCにおいて、図4の選局ボタン44の押下操作がなされた場合等には、ステップS19の処理後、ステップS20においてYESであると判定されて、処理はステップS21に進む。ステップS21において、コンテンツ推薦処理装置10は、おすすめ確認ダイアログ22を消去する。これにより、テレビジョン表示装置11の表示画面には、ユーザの選局操作（図4の例では選局ボタン44の押下操作）によって選局された放送元又は配信元の映像、即ち、推薦コンテンツの放送元又は配信元からの映像が表示される。その結果、コンテンツ推薦処理は終了となる。

【0131】

これに対して、ステップS15の処理でYESであると判定され、ステップS16、S17の処理後にステップS18の処理でYESであると判定された場合、即ち、図2でいう番組説明画面表示状態SEにおいて選局操作がなされた場合、おすすめ確認ダイアログ22は既に消去済みであるので（ステップS17参照）、ステップS19の処理後、ステップS20においてNOであると判定されて、コンテンツ推薦処理は終了となる。この場

合にも、ユーザの選局操作によって選局された放送元又は配信元の映像、即ち、推薦コンテンツの放送元又は配信元からの映像が表示される。

【0132】

なお、上述したように、推薦コンテンツがテレビジョン表示装置11の表示画面に表示されると、その推薦コンテンツが、ユーザにとっての新たな視聴中コンテンツとなる。従って、かかる推薦コンテンツが視聴中コンテンツとして表示されている状態、即ち、図2でいえば、新たな通常画面表示状態SAとなる。この場合、その後、状態遷移条件C1が満たされると、テレビジョン表示装置11の表示状態は、おすすめ通知画面表示状態SBに遷移することになる。即ち、推薦コンテンツが視聴中コンテンツとしてテレビジョン表示装置11の表示画面に表示されると、新たなコンテンツ推薦処理が開始されることになる。

10

【0133】

換言すると、推薦コンテンツがテレビジョン表示装置11の表示画面に表示されて、図5と図6のコンテンツ推薦処理が終了すると、再度別のコンテンツ推薦処理が開始されることになる。

【0134】

以上説明したように、ユーザが、所定のコンテンツ（放送番組等）を視聴中であって、推薦コンテンツの放送や配信が開始される直前或いはその放送中や配信中に、おすすめ通知21やおすすめ確認ダイアログ22をユーザに提示することができる。これにより、ユーザは、その推薦コンテンツの存在を認識して、その推薦を受け入れる場合には、選局などの操作をすることができる。

20

【0135】

従って、おすすめ通知21やおすすめ確認ダイアログ22は、ユーザにとって効果的に提示すると好適である。即ち、おすすめ通知21やおすすめ確認ダイアログ22の提示の形態は、上述した例に特に限定されず、様々な形態を取ることができる。以下、幾つかの提示形態の例について説明していく。

【0136】

例えば、推薦要素に応じて、おすすめ通知21やおすすめ確認ダイアログ22を変えるようにしてもよい。

30

【0137】

ここに、推薦要素とは、図1のコンテンツ推薦処理装置10におけるコンテンツの推薦度の演算（図5のステップS4の処理参照）において利用される要素や、演算結果に起因する要素をいう。

【0138】

具体的には例えば、嗜好情報が、推薦要素の一例である。

【0139】

即ち、推薦度の演算に使用する嗜好情報の種類が異なる場合には、推薦度や推薦理由が異なってくる場合がある。このような場合には、例えば、各種類にそれぞれ適したおすすめ通知21やおすすめ確認ダイアログ22のフォーマットを別々に用意しておき、推薦度の演算に使用された嗜好情報の種類のフォーマットに従って、おすすめ通知21やおすすめ確認ダイアログ22を生成してユーザに提示することもできる。

40

【0140】

また例えば、フォーマット自体は同一でも、おすすめ通知21やおすすめ確認ダイアログ22の表示内容を、嗜好情報の種類に応じて変化させたり、同一種類の嗜好情報が使用された場合であっても、その嗜好情報に基づく推薦度や推薦理由の結果に応じて変化させることもできる。

【0141】

また例えば、ユーザは複数人である場合がある。具体的には例えば、図1のEPG受信装置9、テレビジョン受信装置4、コンテンツ推薦処理装置10、テレビジョン表示装置11、および、録画再生装置12からなるシステムが、とある家屋内に設置されている場合

50

、その家屋に同居する複数の住人、例えば、父、母、子供等のそれぞれが、ユーザとなり得る。この場合、嗜好情報は、複数のユーザ毎にそれぞれ個別に設けられることになる。従って、ユーザもまた、推薦要素の一例である。

【0142】

この場合、例えば、各ユーザ毎に、専用のおすすめ通知21や専用のおすすめ確認ダイアログ22をそれぞれ生成して提示することもできる。ここでいう専用とは、フォーマット自身が専用である他、フォーマットは同一であるが、その表示内容を専用の内容に変化させること等も含む。

【0143】

また例えば、推薦度も推薦要素の一例である。即ち、推薦コンテンツと一口にいっても、推薦度が高いコンテンツや、推薦度が中位のコンテンツや、推薦度が低いコンテンツ等、推薦度は必ずしも一致しない。そこで、推薦度に応じて、おすすめ通知21やおすすめ確認ダイアログ22をそれぞれ生成して提示することもできる。

【0144】

また例えば、推薦理由や推薦内容も推薦要素の一例である。例えば、推薦理由や推薦内容としては、いつも見ているタイトルのコンテンツ、キーワードにヒットしたコンテンツ、視聴率が高いコンテンツ等様々な情報を採用できる。この場合、推薦理由や推薦内容に応じて、おすすめ通知21やおすすめ確認ダイアログ22をそれぞれ生成して提示することもできる。

【0145】

さらに、以下、おすすめ通知21とおすすめ確認ダイアログ22とのそれぞれの個別の提示の形態の各種例について説明していく。

【0146】

初めに、おすすめ通知21の提示の形態の例について幾つか説明していく。

【0147】

例えば、推薦要素等に応じて、おすすめ通知21の色を変えて提示することができる。具体的には例えば、推薦要素として、最もおすすめ、普通、および、念のためという3段階の推薦度が採用されている場合には、推薦コンテンツが、最もおすすめのコンテンツであった場合には金色で表示し、普通のコンテンツであった場合には銀色で表示し、念のためのコンテンツであった場合には銅色で表示することができる。また、色を変化させる対象は、おすすめ通知21全体であってもよいし、一部分であってもよい。後者の例としては、例えば、図3のアイコン31の色のみを変化させるようにしてもよい。

【0148】

例えば、推薦要素等に応じて、おすすめ通知21の大きさを変えて提示することができる。具体的には例えば、推薦要素として、最もおすすめ、普通、および、念のためという3段階の推薦度が採用されている場合には、推薦コンテンツが、最もおすすめのコンテンツであった場合には大きく表示し、普通のコンテンツであった場合には普通の大きさで表示し、念のためのコンテンツであった場合には小さく表示することができる。また、大きさを変化させる対象は、おすすめ通知21全体であってもよいし、一部分であってもよい。

【0149】

例えば、推薦要素等に応じて、おすすめ通知21の形態を変えて提示することができる。具体的には例えば、推薦要素として、最もおすすめ、普通、および、念のためという3段階の推薦度が採用されている場合には、推薦コンテンツが、最もおすすめのコンテンツであった場合には二重丸の形態のおすすめ通知21（その内円の中に図3のアイコン31や領域32, 33を含むおすすめ通知21）を表示し、普通のコンテンツであった場合には一重丸の形態のおすすめ通知21（その円の中に図3のアイコン31や領域32, 33を含むおすすめ通知21）を表示し、念のためのコンテンツであった場合には三角形の形態のおすすめ通知21（その三角形の中に図3のアイコン31や領域32, 33を含むおすすめ通知21）を表示することができる。このように、形態を変化させる対象は、おす

10

20

30

40

50

すめ通知 2 1 全体であってもよいが、一部分であってもよい。例えば、推薦コンテンツが、最もおすすめのコンテンツであった場合には二重丸のアイコン 3 1 を表示し、普通のコンテンツであった場合には一重丸のアイコン 3 1 を表示し、念のためのコンテンツであった場合には三角形のアイコン 3 1 を表示するようにしてもよい。

【 0 1 5 0 】

例えば、推薦理由が存在する場合には、推薦理由もおすすめ通知 2 1 に含めて提示してもよい。即ち、図 3 の領域 3 2 , 3 3 の他、図示せぬ新たな領域を設けて、その領域内に、「いつも見ているタイトル名のコンテンツ」、「キーワードにヒットしたコンテンツ」、「視聴率が高いコンテンツ」等の推薦理由を表示させるようにしてもよい。

【 0 1 5 1 】

逆に言えば、推薦理由に応じて、おすすめ通知 2 1 の表示内容を変化させるようにしてもよい。具体的には例えば、推薦理由が「いつも見ているタイトル名のコンテンツ」である場合には、ユーザにとっては、その推薦理由等の提示は不要と把握して、図 3 の形態でおすすめ通知 2 1 を提示することができる。これに対して、推薦理由が「キーワードにヒットしたコンテンツ」や「視聴率が高いコンテンツ」等である場合には、図 3 の形態に対して、それらの推薦理由を表示する領域を加えたおすすめ通知 2 1 を提示することができる。

【 0 1 5 2 】

また例えば、推薦要素等に応じて、おすすめ通知 2 1 の点滅状態を変えて提示することができる。具体的には例えば、推薦要素として、最もおすすめ、普通、および、念のためという 3 段階の推薦度が採用されている場合には、推薦コンテンツが、最もおすすめのコンテンツであった場合には 2 回点滅させて表示し、普通のコンテンツであった場合には 1 回点滅させて表示し、念のためのコンテンツであった場合には点滅させずに表示することができる。また、点滅状態を変化させる対象は、おすすめ通知 2 1 全体であってもよいし、一部分であってもよい。後者の例としては、例えば、図 3 のアイコン 3 1 の点滅状態のみを変化させるようにしてもよい。

【 0 1 5 3 】

また、上述したように、おすすめ通知 2 1 は、視聴コンテンツの上に表示される。従つて、ユーザにとって、視聴コンテンツの視聴の妨げにならず、かつ、ユーザに確実に気づかせるように、おすすめ通知 2 1 の表示形態を変化させると好適である。

【 0 1 5 4 】

例えば、おすすめ通知 2 1 をアニメーション表示させるようにしてもよい。

【 0 1 5 5 】

具体的には例えば、多段階（無限段階の連続も含む）でおすすめ通知 2 1 の大きさを小さくして表示させるようにしてもよい。具体的には例えば、2 段階でおすすめ通知 2 1 の大きさを小さくして表示させる一例が図 7 に示されている。

【 0 1 5 6 】

図 2 の状態遷移条件 C 1 が満たされておすすめ通知画面表示状態 S B に遷移した時点では、推薦コンテンツが存在することをユーザに気付かせることを主目的として、ある程度の大きさのおすすめ通知 2 1 - A が表示される。この場合、ある程度の大きさということで、アイコン 3 1 のみならず、メッセージ領域 3 2 や操作ガイド 3 3 も、おすすめ通知 2 1 - A に含めて表示することができる。即ち、図 7 の例のおすすめ通知 2 1 - A は、上述した図 3 の例のおすすめ通知 2 1 に対応している。

【 0 1 5 7 】

これに対して、その後、操作入力部の操作がなされるだろうと思われる期間（例えば 5 秒等）では、視聴コンテンツの視聴の妨げにならないことを主目的として、おすすめ通知 2 1 に対する操作がまだ有効だということが分かる程度の最小限の大きさのおすすめ通知 2 1 - B が表示される。即ち、図 7 の例では、おすすめ通知 2 1 - A のうちのアイコン 3 1 のみが、おすすめ通知 2 1 - B として表示されている。

【 0 1 5 8 】

10

20

30

40

50

なお、繰り返しになるが、おすすめ通知 2 1 の大きさの変化の段階は、2 段階に限定されず、無限段階も含めて任意でよい。即ち、連続的に徐々に小さくなるようにおすすめ通知 2 1 を表示させるようにしてもよい。

【 0 1 5 9 】

また、視聴コンテンツの視聴の妨げにならず、かつ、ユーザに確実に気づかせることを目的として、その他例えば、上述したように、おすすめ通知 2 1 を点滅させて表示させることができる。この場合、推薦要素等に応じた提示と組み合わせるならば、何れの推薦コンテンツの場合であっても、点滅させることとして、その点滅の回数や速度等を推薦要素等に応じて変化させればよい。

【 0 1 6 0 】

また例えば、おすすめ通知 2 1 の提示形態は画像表示に限定されず、音声により提示してもよい。この音声の出力形態も特に限定されず、テレビジョン表示装置 1 1 に内蔵しているスピーカから音声を出力してもよいし、ネットワーク（図 1 のネットワーク 8 含む）に繋がった時計から音声を出力してもよい。

【 0 1 6 1 】

また例えば、図 5 のステップ S 4 と S 5 との処理で説明したように、推薦コンテンツは必ずしも 1 つとは限らない。即ち、図 1 の例では、1 つの放送局 1 と 1 つの配信サーバ 5 しか描画されていないが、実際のコンテンツの放送元又は配信元は多数存在し、多数の放送元または配信元は、それぞれ同時間帯に様々なコンテンツを放送又は配信している。従って、多数の放送元または配信元のうちの、複数の放送元または配信元からの複数のコンテンツが推薦コンテンツとなる場合がある。

【 0 1 6 2 】

このような場合、複数の推薦コンテンツが存在することを示す情報、例えば、推薦コンテンツの件数を、おすすめ通知 2 1 に含めるようにしてもよい。

【 0 1 6 3 】

以上、おすすめ通知 2 1 の提示の形態の例について幾つか説明した。

【 0 1 6 4 】

次に、おすすめ確認ダイアログ 2 2 の提示の形態の例について幾つか説明していく。

【 0 1 6 5 】

例えば、おすすめ確認ダイアログ 2 2 についても、おすすめ通知 2 1 と同様に、推薦要素等に応じて、おすすめ確認ダイアログ 2 2 の色、大きさ、形態、点滅状態等を変えて提示することができる。この場合も、変化の対象は、おすすめ確認ダイアログ 2 2 全体であってもよいし、一部分であってもよい。

【 0 1 6 6 】

また例えば、図 5 のステップ S 4 と S 5 との処理で説明したように、推薦コンテンツは必ずしも 1 つとは限らない。即ち、図 1 の例では、1 つの放送局 1 と 1 つの配信サーバ 5 しか描画されていないが、実際のコンテンツの放送元又は配信元は多数存在し、多数の放送元または配信元は、それぞれ同時間帯に様々なコンテンツを放送又は配信している。従って、多数の放送元または配信元のうちの、複数の放送元または配信元からの複数のコンテンツが推薦コンテンツとなる場合がある。

【 0 1 6 7 】

このような場合、おすすめ確認ダイアログ 2 2 では、その性質上、おすすめ通知 2 1 とは異なり、少なくともユーザの指示があった場合には、複数の推薦コンテンツのそれをユーザに提示する必要がある。ただし、この提示の形態は、特に限定されない。以下、図 8 乃至図 9 を参照して、複数の推薦コンテンツのおすすめ確認ダイアログ 2 2 による提示形態の具体例について幾つか説明する。

【 0 1 6 8 】

例えば、図 8 のおすすめ確認ダイアログ表示状態 S C 内に示されているように、1 つの推薦コンテンツの内容が表示されたおすすめ確認ダイアログ 2 2 であって、残りの推薦コンテンツの存在をユーザに提示するための領域 4 1 や、表示内容を別の推薦コンテンツに

10

20

30

40

50

切り替えるための操作ガイドまたはソフトウェアボタンが配置される領域 4 2 を含む確認ダイアログ 2 2 を採用することもできる。即ち、図 8 の例では、おすすめ通知 2 1 が表示されているおすすめ通知画面表示状態 S B において、「決定」キー等が押下されて状態遷移条件 C 2 が満たされると、おすすめ確認ダイアログ表示状態 S C に遷移して、1 以上の推薦コンテンツのうちの所定の 1 つの内容が表示されたおすすめ確認ダイアログ 2 2 がユーザに提示される。

【 0 1 6 9 】

これに対して、例えば、図 9 のおすすめ確認ダイアログ表示状態 S C 内に示されているように、複数の推薦コンテンツの内容が同時に一覧表示されたおすすめ確認ダイアログ 2 2 を採用することもできる。即ち、図 9 の例では、おすすめ通知 2 1 が表示されているおすすめ通知画面表示状態 S B において、「決定」キー等が押下されて状態遷移条件 C 2 が満たされると、おすすめ確認ダイアログ表示状態 S C に遷移して、1 以上の推薦コンテンツの内容が同時に一覧表示されたおすすめ確認ダイアログ 2 2 がユーザに提示される。10

【 0 1 7 0 】

なお、この場合、おすすめ通知 2 1 により、おすすめ件数（推薦コンテンツの数）を予め表示するようにしてもよい。

【 0 1 7 1 】

あるいはまた例えば、図 1 0 のおすすめ確認ダイアログ表示状態 S C 内に示されているように、上述した 2 つの形態の確認ダイアログ 2 2 を組み合わせることもできる。即ち、図 1 0 の例では、おすすめ通知 2 1 が表示されているおすすめ通知画面表示状態 S B において、「決定」キー等が押下されて状態遷移条件 C 2 が満たされると、おすすめ確認ダイアログ表示状態 S C に遷移して、1 以上の推薦コンテンツのうちの所定の 1 つの内容が表示されたおすすめ確認ダイアログ 2 2 、即ち図 1 0 の例では図中下方の形態の確認ダイアログ 2 2 A がユーザに提示される。20

【 0 1 7 2 】

この図 1 0 中下方の形態の確認ダイアログ 2 2 A 、即ち、最初にユーザに提示される形態の確認ダイアログ 2 2 には、図 8 と同様の残りの推薦コンテンツの存在をユーザに提示するための領域 4 1 、表示内容を別の推薦コンテンツに切り替えるための操作ガイドまたはソフトウェアボタンが配置される領域 4 2 の他さらに、複数の推薦コンテンツの一覧表示の形態への変更を指示する操作を行うための操作ガイドまたはソフトウェアボタンが配置される領域 4 3 が設けられる。この領域 4 3 に係る操作がなされた場合には、図 1 0 のおすすめ確認ダイアログ表示状態 S C 内の点線矢印で示されているように、図 1 0 中上方の形態のおすすめ確認ダイアログ 2 2 B 、即ち、1 以上の推薦コンテンツの内容が同時に表示されたおすすめ確認ダイアログ 2 2 がユーザに提示される。30

【 0 1 7 3 】

このようにすることで、ユーザにとっては、視聴中コンテンツの視聴の妨げが必要最低限に抑制され、かつ必要に応じて複数の視聴 / 録画候補（推薦コンテンツ）の確認することができるようになる。

【 0 1 7 4 】

以上説明したおすすめ通知 2 1 やおすすめ確認ダイアログ 2 2 を推薦情報として生成してユーザに提示可能なコンテンツ推薦処理装置 1 0 の具体的な機能的構成例が、図 1 1 に示されている。40

【 0 1 7 5 】

図 1 1 の例では、コンテンツ推薦処理装置 1 0 は、データ取得部 1 2 1 乃至推薦情報保持部 1 3 2 を含むように構成されている。

【 0 1 7 6 】

データ取得部 1 2 1 は、コンテンツに関するデータ、即ち、図 1 の配信サーバ 5 からネットワーク 8 を介して配信されたデータや、放送局 1 から放送されてテレビジョン受信装置 4 に受信されたテレビジョン放送番組のデータを取得する。データ取得部 1 2 1 は、取得したデータがEPGデータの場合、そのEPGデータをメタデータ抽出部 1 2 2 に提供する。50

【0177】

メタデータ抽出部122は、データ取得部121から提供されたEPGデータから、図12を用いて後述するコンテンツ情報を生成するために必要な各種メタデータを抽出し、コンテンツ情報生成部123に提供する。

【0178】

コンテンツ情報生成部123は、メタデータ抽出部122から提供された所定のコンテンツに関するメタデータに基づいて、その所定のコンテンツに関する各種情報群（以下、コンテンツ情報と称する）を生成し、コンテンツ情報保持部124に提供する。

【0179】

即ち、コンテンツ情報保持部124には、複数のコンテンツ（放送番組等）毎に、それらに関する各種情報の集合体であるコンテンツ情報が保持される。10

【0180】

かかるコンテンツ情報の一例が、図12に示されている。図12の例では、コンテンツ情報は、ベクトルPPで表現されている。即ち、図11のコンテンツ情報生成部123は、メタデータ抽出部122から抽出された各種メタデータに含まれているN個（Nは1以上の整数値）の項目の情報を各成分として有するベクトルPPを、コンテンツ情報として生成してコンテンツ情報保持部124に保持させる。

【0181】

ここでいうN個の項目とは、EPGデータで規定されている項目に限定されず、設計者等が任意に設定可能な項目をいう。例えば、図12の例では、N=7の大項目T, G, H, S, P, A, Kが採用されている。これら7つの大項目のそれぞれについてのコンテンツに関する各情報が、Tm, Gm, Hm, Sm, Pm, Am, Kmとされている。そして、これらの7つの項目情報Tm, Gm, Hm, Sm, Pm, Am, Kmが、コンテンツ情報としてのベクトルPPの各成分に代入されている。即ち、ベクトルPP = (Tm, Gm, Hm, Sm, Pm, Am, Km)が、コンテンツ情報として生成されている。20

【0182】

ただし、後述する図13の嗜好情報のベクトルUPとのマッチング処理にコンテンツ情報が使用される場合、ベクトルPPそのものではなく、PP' = (Tm, Gm, Pm, Am, Km)が使用される。比較相手の嗜好情報のベクトルUPと次元をあわせるためである。

【0183】

ここに、大項目Tとは「タイトル>Title」を意味し、タイトル情報Tm = {Title}が、ベクトルPPの対応する成分に代入される。30

【0184】

大項目Gとは「ジャンル(Genre)」を意味し、ジャンル情報Gm = {ドラマ, バラエティ, スポーツ, 映画, 音楽, 子供向け/教育, 教養/ドキュメント, ニュース/報道, その他}が、ベクトルPPの対応する成分に代入される。

【0185】

大項目Hとは「時間帯(Hour)」を意味し、時間帯情報Hm = {朝, 昼, 夕方, ゴールデン, 深夜}が、ベクトルPPの対応する成分に代入される。

【0186】

大項目Sとは「放送局(TV Station)」を意味し、放送局情報Sm = {NNK総合, NNK教育, 亜細亜テレビ, TTS, ブジ, テレ日, 東都, NNK衛星第1, NNK衛星第2, WOZO}が、ベクトルPPの対応する成分に代入される。なお、図12の例では図示されていないが、図1の配信サーバ5も1つの放送局とみなして、配信サーバ5の名称も、放送局情報Smに含めてよい。40

【0187】

大項目Pとは「出演者(Person)」を意味し、出演者情報Pm = {person A, person B, ...}が、ベクトルPPの対応する成分に代入される。

【0188】

大項目Aとは、「脚本/原作/演出等(Author)」を意味し、脚本/原作/演出等情報A

50

$m = \{ person\ a, person\ b, \dots \}$ が、ベクトルPPの対応する成分に代入される。

【0189】

大項目Kとは、「内容（キーワード）（Keyword）」を意味し、内容情報 $K\ m = \{ kw\ 1, kw\ 2, \dots \}$ が、ベクトルPPの対応する成分に代入される。

【0190】

上述した7つの大項目の中で、大項目「G：ジャンル」、「S：放送局」、「H：時間帯」は、種類が固定できるため、各項目情報 $G\ m, S\ m, H\ m$ のそれぞれは、数値ベクトルで表すことができる。

【0191】

具体的には例えば、ジャンル情報 $G\ m = \{ ドラマ, バラエティ, スポーツ, 映画, 音楽, 子供向け / 教育, 教養 / ドキュメント, ニュース / 報道, その他 \}$ において、ベクトルPPの生成対象となっているコンテンツのジャンルが、教養 / ドキュメントであった場合、ジャンル情報 $G\ m = \{ 0, 0, 0, 0, 0, 0, 1, 0, 0 \}$ で表すことができる。

【0192】

また例えば、放送局 $S\ m = \{ N\ N\ K\ 総合, N\ N\ K\ 教育, 亜細亜テレビ, T\ T\ S, ブジ, テレ日, 東都, N\ N\ K\ 衛星第1, N\ N\ K\ 衛星第2, W\ O\ W\ O \}$ において、ベクトルPPの生成対象となっているコンテンツ（ここではテレビジョン放送番組）を放送する放送局が、WOWOである場合、放送局情報 $S\ m = \{ 0, 0, 0, 0, 0, 0, 0, 0, 0, 1 \}$ で表すことができる。

【0193】

時間帯情報 $H\ m$ も、具体例は記述しないが、上述したジャンル情報 $G\ m$ や放送局情報 $S\ m$ と同様に、数値ベクトルで表すことができる。

【0194】

一方、大項目「T：タイトル」、「P：出演者」、「A：脚本 / 原作 / 演出」、「K：内容」などの各項目情報 $T\ m, P\ m, A\ m, K\ m$ は、単純に数値ベクトルで表すことができない。そこで、コンテンツのメタデータ等に含まれる単語の頻度などによって、項目値（単語）と重み（数値）が対応付けられて生成される。例えば、タイトル情報 $T\ m = \{ 東海道 - 1, 三谷 - 1, 怪談 - 1 \}$ のように、それぞれの項目値 - 数値で構成される項目情報を各要素とするベクトルによって表すことができる。この例における、例えば、「東海道 - 1」は、「東海道」の単語の頻度が「1」であることを意味する。具体例は記述しないが、出演者情報 $P\ m$ 、脚本 / 原作 / 演出等情報 $A\ m$ 、および、内容情報 $K\ m$ も、単語 - 数値で構成される項目情報を各要素とするベクトルによって表すことができる。

【0195】

図11に戻り、操作入力部125は、本実施の形態では上述したように、図1のテレビジョン表示装置11等に対する操作入力部と兼用されており、例えばリモートコントローラ等の入力デバイスで構成される。

【0196】

例えば、この操作入力部125によってユーザによって入力された初期登録情報や、ユーザモデル生成のためのトピック等は、初期登録情報保持部126に保持される。即ち、初期登録情報保持部126は、操作入力部125から提供された初期登録内容や、ユーザモデル生成のためのトピックを保持し、必要に応じて、嗜好情報生成部128や推薦コンテンツ抽出部130に提供する。また、初期登録情報保持部126に保持されている内容は、操作入力部125から入力されるユーザの操作に基づいて、逐次更新される。初期登録される内容には、例えば、嫌いなジャンル、嫌いなキーワード、嫌いな出演者などの、ユーザが好みないコンテンツを示す情報や、好きなジャンル、好きなキーワード、好きな出演者などの、ユーザが好むコンテンツを示す情報を採用できる。

【0197】

操作ログ取得部127は、この操作入力部125の操作ログを取得したり、テレビジョン表示装置11や録画再生装置12（図1）からの操作ログを取得し、嗜好情報生成部128に提供する。

10

20

30

40

50

【0198】

嗜好情報生成部128は、この操作ログや、初期登録情報保持部126に保持されている各種情報等に基づいて、コンテンツ推薦処理装置10自身或いは図1のテレビジョン表示装置11や録画再生装置12を操作するユーザの嗜好の傾向を示す情報、即ち、嗜好情報を生成し、嗜好情報保持部129に保持させる。また、嗜好情報が嗜好情報保持部129に既に保持されている場合、嗜好情報生成部128は、操作ログ取得部127から新たに提供されてきた操作ログや、初期登録情報保持部129の更新内容等に基づいて、嗜好情報の内容を適宜更新する。

【0199】

なお、嗜好情報としては、例えば正履歴情報と負履歴情報との両者を採用できるが、本実施の形態では、説明の簡略上、正履歴情報のみが嗜好情報として用いられるとする。

10

【0200】

ここに、負履歴情報とは、ユーザが使用（視聴や録画等）するのに消極的である、換言すれば、好ましくないと思うコンテンツを、推薦コンテンツから除外するために用いられる情報をいう。ただし、上述したように、本実施の形態では、負履歴情報は使用されないので、その詳細な説明は省略する。

【0201】

これに対して、正履歴情報とは、ユーザが積極的に使用（視聴や録画等）するであろう、換言すれば、好ましいと思うであろうコンテンツを、推薦コンテンツの候補として抽出するために用いられる情報をいう。例えば、ユーザが、コンテンツの使用（視聴や録画等）をした場合、または、上述したように、ユーザに推薦情報として提示された確認ダイアログ22（図2等参照）に含まれている推薦コンテンツが、ユーザに受け入れられて使用（視聴や録画等）された場合、その推薦コンテンツのメタデータは、好印象メタデータとして、正履歴情報の一部として利用される。ここに、一部と記述したのは、正履歴情報は、上述したコンテンツ情報のベクトルPPのようにベクトルとして表現でき、かかるベクトルの一成分に代入される情報自身として、またはその成分情報を生成する情報として、利用されるからである。

20

【0202】

このように、本実施の形態では、嗜好情報は、ベクトルの形態で嗜好情報生成部128により生成されて、嗜好情報保持部129に保持される。具体的には例えば、図13に示されるようなベクトルUPが、嗜好情報として嗜好情報生成部128により生成されて、嗜好情報保持部129に保持される。

30

【0203】

即ち、図13の例では、大項目として、「タイトル」、「ジャンル」、「出演者」、「脚本／原作／演出」、「内容（キーワード）」が採用されており、それらの各大項目のそれぞれについてのユーザの正履歴情報Tup, Gup, Pup, Aup, Kupを各成分として構成されるベクトルUP、即ち、 $UP = (Tm, Gm, Pm, Am, Km)$ が嗜好情報として生成されている。

【0204】

この場合、正履歴情報Tup, Gup, Pup, Aup, Kupのそれぞれは、項目値（単語）と重み（数値）が対応付けられた情報として生成される。この重み（数値）としては、例えばユーザの嗜好度合（好ましいと思う度）を示す値（操作頻度の値）が採用される。例えば、図13の例では、タイトル正履歴情報Tup = {Title1 - 12, Title2 - 3}のように、それぞれの項目値 - 数値で構成されるタイトル情報を各要素とするベクトルによって表すことができる。この例における、例えば、「Title1 - 12」は、「Title1」に対するユーザの嗜好度合は「12」であることを意味する。一方、「Title2 - 3」は、「Title2」に対するユーザの嗜好度合は「3」であることを意味する。即ち、ユーザの嗜好が強いほど嗜好度合の数値も大きくなっていくとすれば、ユーザは、「Title2」よりも「Title1」の方が好きであると判断できることになる。

40

【0205】

50

図11に戻り、推薦コンテンツ抽出部130は、嗜好情報保持部129に保持されている嗜好情報に基づいて、ユーザの嗜好に合致すると判断できるコンテンツを、ユーザに推薦すべきコンテンツ、即ち推薦コンテンツとして、コンテンツ情報保持部124から抽出する。なお、ここでいう抽出とは、推薦コンテンツそのものの抽出ではなく、推薦コンテンツを特定できる情報、即ち、推薦コンテンツに関するコンテンツ情報の少なくとも一部の抽出を意味する。

【0206】

なお、この場合の抽出手法は特に限定されず、例えば、コンテンツ情報保持部24に保持されている複数のコンテンツのそれぞれについての各ベクトル $PP' = (T_m, G_m, P_m, A_m, K_m)$ と(図3参照)、ユーザ嗜好情報保持部29に保持されているユーザ嗜好情報のベクトル $UP = (T_m, G_m, P_m, A_m, K_m)$ と(図4参照)のマッチング処理を実行し、ベクトル UP とマッチングしたベクトル PP を有するコンテンツを、推薦コンテンツとして抽出する、という手法を採用してもよい。10

【0207】

即ち、かかるマッチング処理が、上述した図5のステップS4でいう推薦度の演算の一例である。即ち、そのマッチングの度合いが、上述した図5のステップS4でいう推薦度の一例である

【0208】

推薦コンテンツ抽出部130は、このようにして抽出した1以上の推薦コンテンツを、推薦情報生成部131に提供する。20

【0209】

推薦情報生成部131は、これらの1以上の推薦コンテンツをユーザに提示するための推薦情報を、ユーザの操作入力部125による操作内容等に応じた形態で生成し、即ち、おすすめ通知21やおすすめ確認ダイアログ22を上述した各種形態で適宜生成し、テレビジョン表示装置11や録画再生装置12(図1)に適宜出力する。また、推薦情報生成部131は、推薦情報を推薦情報保持部132に適宜保持させる。

【0210】

即ち、上述した図5と図6のコンテンツ推薦処理は、主に、推薦情報生成部131が実行する。主に記載したのは、それ以外の機能ブロックによって実行される場合があるからである。例えば、ステップS4の処理については、推薦情報生成部131の制御のもと、推薦コンテンツ抽出部130等により実行される。30

【0211】

以上説明したように、本発明では、コンテンツ推薦処理装置10はEPGデータのみならず、嗜好情報をを利用して、推薦情報を生成することができる。

【0212】

従って、ユーザに対して、推薦コンテンツを効果的に提示することができる。例えば、嗜好情報に基づいて、よりユーザの嗜好にあったコンテンツ(放送番組等)の提示ができる、ユーザにとって不必要的コンテンツの提示を低減できる。また、推薦情報には、単に推薦コンテンツの内容のみならず、その推薦理由等を含めることができるので、即ち、その推薦理由等もユーザに提示できるようになるので、その結果、説得力のある推薦がユーザに対して行えるようになる。40

【0213】

また、本実施の形態では、推薦情報として、おすすめ確認ダイアログ22(図2等)の前に、おすすめ通知21をユーザに提示するようにしたので、ユーザは、ある程度通知内容を予想することができるようになる。

【0214】

特に、おすすめ通知21の色分けや大きさの区別など提示形態を変化させることで、おすすめ確認ダイアログ22を確認する前から、ユーザは、推薦コンテンツをある程度予想することができるようになり、その後、おすすめ確認ダイアログ22を開いて推薦を受け入れるのか、それとも、推薦を受け入れずに、そのまま視聴コンテンツの視聴を続けるの50

かを選択することも可能になる。

【0215】

また、その際も、おすすめ通知21の提示形態を適宜変更することで、ユーザに対して、視聴の妨げにならずに、かつ気付かせることができるようになる。

【0216】

具体的には例えば、図7を用いて上述したように、多段階でおすすめ通知21の大きさを変化させることができる。この場合、最初は、ユーザに対してその存在を気付かせるべく大きく表示させ、その後はユーザの視聴の邪魔ならないように、おすすめ確認ダイアログ22の提示操作（リモートコントローラの押下操作等）がなされるだらうと思われる期間は小さく表示させることができる。

10

【0217】

また例えば、上述したように、おすすめ通知21を、電光掲示板のようにスクロールで表示されることにより、スポーツ中継の得点表示領域などと長くかぶらずに表示し続けることができるようになる。

【0218】

また例えば、上述したように、おすすめ通知21を点滅させることにより、そのおすすめ通知21の大きさをより小さくすことができ、その結果、邪魔にならないようにして、かつ気付きやすくなるということが容易に実現可能になる。

20

【0219】

また例えば、上述したように、おすすめ通知21の提示形態は表示に限定されず、音声でもよい。この場合、視聴中コンテンツを一切汚す必要がなくなる。

【0220】

また、おすすめ通知21には、ユーザにとって有意義な情報を含めることができる。例えば、上述した推薦理由を含めることで、その推薦理由を見たユーザは、推薦コンテンツの嗜好を瞬時に判断でき、その結果、推薦を受け入れるか否かの選択も瞬時に行えるようになる。

30

【0221】

また、上述したように、推薦コンテンツは1つに限定されず、複数の推薦コンテンツが提示される場合がある。この場合、その推薦コンテンツの件数をおすすめ通知21に含めることで、その件数を見たユーザは、選択可能なコンテンツ（放送番組等）がいくつあるのかを知ることができる。

30

【0222】

そして、この場合、上述した図8乃至図10を用いて説明したように、おすすめ確認ダイアログ22を用いて、これらの複数の推薦コンテンツを効果的にユーザに提示することができる。このように、本実施の形態では、複数の推薦コンテンツがユーザに提示されるので、ユーザは、最も嗜好にあったコンテンツを判断することができるようになる。

40

【0223】

なお、おすすめ通知21やおすすめ確認ダイアログ22は、上述した例では、視聴コンテンツに重畳させて画面の一部に表示されたが、当然ながら、全画面表示されてもよい。

【0224】

また、おすすめ通知21やおすすめ確認ダイアログ22の生成機能は、上述した例では、発明の理解を容易なものとするために、コンテンツ推薦処理装置10が有するとしたが、このような専用の装置を設けずとも、テレビジョン受像機、ハードディスクビデオレコーダ、パーソナルコンピュータなどの端末が有するようにしてもよい。さらに、かかる生成機能により生成されたおすすめ通知21やおすすめ確認ダイアログ22は、生成した端末単体で利用する必要は特に無く、他の装置で利用するようにしてもよい。このことは、図1で示されている通りである。

【0225】

また、ユーザに提示される推薦情報は、おすすめ通知21やおすすめ確認ダイアログ2

50

2の形態に限定されるものではない。

【0226】

例えば、推薦コンテンツが複数存在する場合には、その複数の推薦コンテンツの提示や、その件数の提示は、おすすめ通知21やおすすめ確認ダイアログ22のみならず、番組表や専用のリスト表示（以下おすすめリストと称する）等を用いて提示してもよい。かかる提示形態が採用された場合の、テレビジョン表示装置11の画面に表示される画像の状態遷移の例を示す状態遷移図が、図14に示されている。

【0227】

図14において、図2と対応する箇所には対応する符号が付してあり、それらの説明については適宜省略する。

10

【0228】

図14の例では、ユーザが操作入力部を用いて所定な操作を行うことで、オプションメニュー151がテレビジョン表示装置11の画面に表示される。このオプションメニュー151に、「おすすめ3件」等の推薦コンテンツの件数を示すメッセージを含めることができる。

【0229】

図14の例では、このオプションメニュー151は、通常画面表示状態SA、おすすめ通知画面表示状態SB、おすすめ通知ダイアログ表示状態SC、および、EPG（地デジ）表示状態SGといった状態によらず表示可能とされている。そして、オプションメニュー151が表示された後に、ユーザが操作入力部を用いて所定な操作を行うことで、それぞれ状態遷移条件C21, C22, C23, C24のそれぞれが満たされたと判定されて、おすすめリスト表示状態SFに遷移する。

20

【0230】

おすすめリスト表示状態SFに遷移すると、テレビジョン表示装置11の表示画面全体には、複数の推薦コンテンツが羅列されたおすすめリスト（図14のおすすめリスト表示状態SF内の概略図参照）が表示される。

【0231】

ユーザは、操作入力部を用いて所定な操作を行うことで、おすすめリストに含まれる複数の推薦コンテンツの中から所望のものを選択することができる。かかる選択操作がなされると、状態遷移条件C26が満たされたと判定されて、テレビジョン表示装置11の表示状態は、選局画面表示状態SDに遷移する。

30

【0232】

選局画面表示状態SDに遷移すると、テレビジョン表示装置11の表示画面には、かかる操作で選択された推薦コンテンツの放送元又は配信元からの映像が表示される。このとき、おすすめリストは消去される。

【0233】

なお、テレビジョン表示装置11の表示画面に表示される番組表、即ち、EPGは、放送種別毎となっている場合が多い。例えば図14の例では、EPG（地デジ）表示状態SGにおいて表示される「地上波デジタル放送」のEPGと、EPG（BS）表示状態SHにおいて表示される「BS」のEPGとが存在する。

40

【0234】

この場合、オプションメニュー151には、そのEPGが対応している放送種別の推薦コンテンツの他、別の放送種別の推薦コンテンツの件数を示すメッセージを含めることができる。

【0235】

そして、ユーザは、この別の放送種別の推薦コンテンツを確認したい場合には、操作入力部を用いて所定な操作を行うことができる。この場合、テレビジョン表示装置11の表示画面には、別の放送種別のEPGが表示され、かかるEPGにおいて、推薦コンテンツの欄にはその旨を示す表示がなされるようにすることができる。

【0236】

50

例えば、図14の例では、「地上波デジタル放送」のEPGが表示されている状態、即ち、EPG(地デジ)表示状態SGにおいて、「BS」に1以上の推薦コンテンツが存在する場合、オプションメニュー151に、「おすすめ3件(BS)」等の推薦コンテンツの件数を示すメッセージを含めることができる。

【0237】

この場合、ユーザが、この「BS」の推薦コンテンツを確認すべく、操作入力部を用いて所定な操作を行うと、状態遷移条件C25が満たされたと判定されて、EPG(BS)表示状態SHに遷移する。

【0238】

EPG(BS)表示状態SHに遷移すると、テレビジョン表示装置11の表示全体には、「BS」のEPGが表示され、かかる「BS」のEPGにおいて、推薦コンテンツの欄にはその旨を示す表示(図14の例では黒い星印の表示)がなされるようになる。

【0239】

以上、推薦コンテンツの提示を前提に本発明の説明を行ったが、本発明を適用して提示される情報は、推薦コンテンツに関する情報に限る必要はなく、例えば録画済みコンテンツに関する情報等であってもよい。

【0240】

具体的には例えば、ハードディスクビデオレコーダで手動/自動での録画機能がある場合、おすすめ通知21(図2等)の提示形態の思想を取り入れて、その録画が完了した時に通知として「番組が録画完了しました。」という理由とともに録画完了を示す情報をユーザに提示することも可能である。または、録画コンテンツを自動消去する機能がある場合、「もう少しで消えてしまいます。」という理由とともにその機能を示す情報をユーザに提示することも可能である。

【0241】

ところで、上述した一連の処理は、ハードウェアにより実行させることもできるが、ソフトウェアにより実行させることができる。

【0242】

この場合、図1のコンテンツ推薦処理装置10等の少なくとも一部として、例えば、図15に示されるパーソナルコンピュータを採用してもよい。

【0243】

図15において、CPU(Central Processing Unit)201は、ROM(Read Only Memory)202に記録されているプログラム、または記憶部208からRAM(Random Access Memory)203にロードされたプログラムに従って各種の処理を実行する。RAM203にはまた、CPU201が各種の処理を実行する上において必要なデータなども適宜記憶される。

【0244】

CPU201、ROM202、およびRAM203は、バス204を介して相互に接続されている。このバス204にはまた、入出力インターフェース205も接続されている。

【0245】

入出力インターフェース205には、キーボード、マウスなどよりなる入力部206、ディスプレイなどよりなる出力部207、ハードディスクなどより構成される記憶部208、および、モデム、ターミナルアダプタなどより構成される通信部209が接続されている。通信部209は、インターネットを含むネットワークを介して他の装置(図示せず)との間で行う通信を制御する。

【0246】

入出力インターフェース205にはまた、必要に応じてドライブ210が接続され、磁気ディスク、光ディスク、光磁気ディスク、或いは半導体メモリなどよりなるリムーバブルメディア211が適宜装着され、それらから読み出されたコンピュータプログラムが、必要に応じて記憶部208にインストールされる。

【0247】

一連の処理をソフトウェアにより実行させる場合には、そのソフトウェアを構成するプ

10

20

30

40

50

ログラムが、専用のハードウェアに組み込まれているコンピュータ、または、各種のプログラムをインストールすることで、各種の機能を実行することが可能な、例えば汎用のパソコンや記録媒体からインストールされる。

【0248】

このようなプログラムを含む記録媒体は、図15に示されるように、装置本体とは別に、ユーザにプログラムを提供するために配布される、プログラムが記録されている磁気ディスク(フロッピディスクを含む)、光ディスク(CD-ROM(Compact Disk-Read Only Memory), DVD(Digital Versatile Disk)を含む)、光磁気ディスク(MD(Mini-Disk)を含む)、もしくは半導体メモリなどよりなるリムーバブルメディア(パッケージメディア)211により構成されるだけでなく、装置本体に予め組み込まれた状態でユーザに提供される、プログラムが記録されているROM202や、記憶部208に含まれるハードディスクなどで構成される。10

【0249】

なお、本明細書において、記録媒体に記録されるプログラムを記述するステップは、その順序に沿って時系列的に行われる処理はもちろん、必ずしも時系列的に処理されなくとも、並列的あるいは個別に実行される処理をも含むものである。

【0250】

また、本明細書において、システムとは、複数の装置や処理部により構成される装置全体を表すものである。

【0251】

また例えば、コンテンツとして、上述した実施の形態では、テレビジョン放送番組と、配信ストリーミングデータとのみを採用したが、当然ながら上述した実施の形態に限定されるものではない。即ち、コンテンツとは、広く、人間の創造的活動により生み出されるものをいい、このようなコンテンツ全体に対して本発明は適用可能である。20

【0252】

例えば、映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたもの又はこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラムが、コンテンツの一例であり、何れも本発明に適用可能である。即ち、これらの各種のコンテンツを推薦の対象とすることができる。30

【画面の簡単な説明】

【0253】

【図1】テレビジョン放送、およびストリームデータの配信について説明する図である。

【図2】本発明が適用される情報処理装置としての、図1のコンテンツ推薦処理装置の制御によって、テレビジョン表示装置11の画面に表示される画像の状態遷移の例を示す状態遷移図である。

【図3】図1のコンテンツ推薦装置により生成されて提示される推薦情報の一例としてのおすすめ通知を示す図である。

【図4】図1のコンテンツ推薦装置により生成されて提示される推薦情報の一例としてのおすすめ確認ダイアログを示す図である。40

【図5】図1のコンテンツ推薦装置が実行するコンテンツ推薦処理の一例を説明するフローチャートである。

【図6】図1のコンテンツ推薦装置が実行するコンテンツ推薦処理の一例を説明するフローチャートである。

【図7】図3のおすすめ通知の提示形態のバリエーションを説明する図である。

【図8】図4のおすすめ確認ダイアログの提示形態のバリエーションを説明する図である。

。

【図9】図4のおすすめ確認ダイアログの提示形態のバリエーションを説明する図である。50

【図10】図4のおすすめ確認ダイアログの提示形態のバリエーションを説明する図である。

【図11】本発明が適用される情報処理装置としての、図1のコンテンツ推薦処理装置の機能的構成例を示す機能プロック図である。

【図12】図11のコンテンツ情報保持部に保持されるコンテンツ情報の一例を示す図である。

【図13】図11の嗜好情報保持部に保持される嗜好情報の一例を示す図である。

【図14】図1のコンテンツ推薦処理装置の制御によって、テレビジョン表示装置11の画面に表示される画像の状態遷移の例であって、図2とは異なる例を示す状態遷移図である。

【図15】本発明が適用される情報処理装置としてのパーソナルコンピュータの構成例を示すブロック図である。

【符号の説明】

【0254】

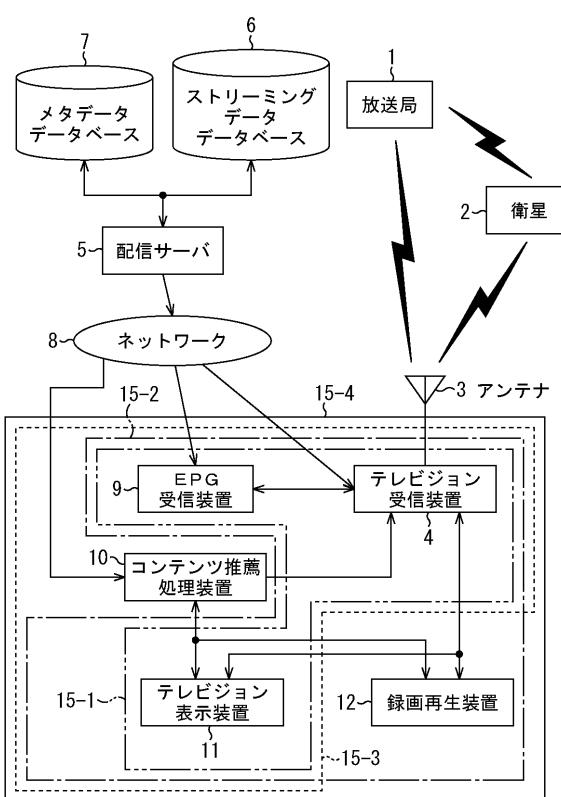
5 配信サーバ , 10 コンテンツ推薦処理装置 , 11 テレビジョン表示装置 ,
 21 おすすめ通知 , 22 おすすめ確認ダイアログ , 121 データ取得部 ,
 122 メタデータ抽出部 , 123 コンテンツ情報生成部 , 124 コンテンツ情報保持部 ,
 125 操作入力部 , 126 初期登録情報保持部 , 127 操作ログ取得部 ,
 128 嗜好情報生成部 , 129 嗜好情報保持部 , 130 推薦コンテンツ抽出部 ,
 131 推荐情報生成部 , 132 推荐情報保持部 , 201 CPU ,
 202 ROM , 203 RAM , 208 記憶部 , 211 リムーバブルメディア

10

20

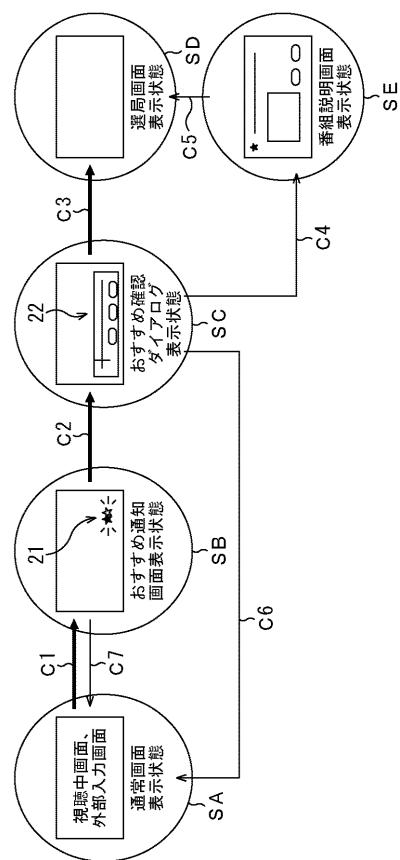
【図1】

図1



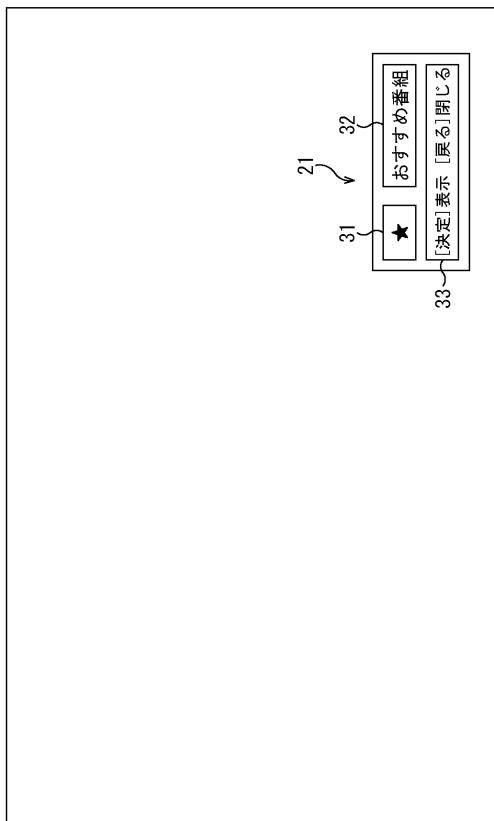
【図2】

図2



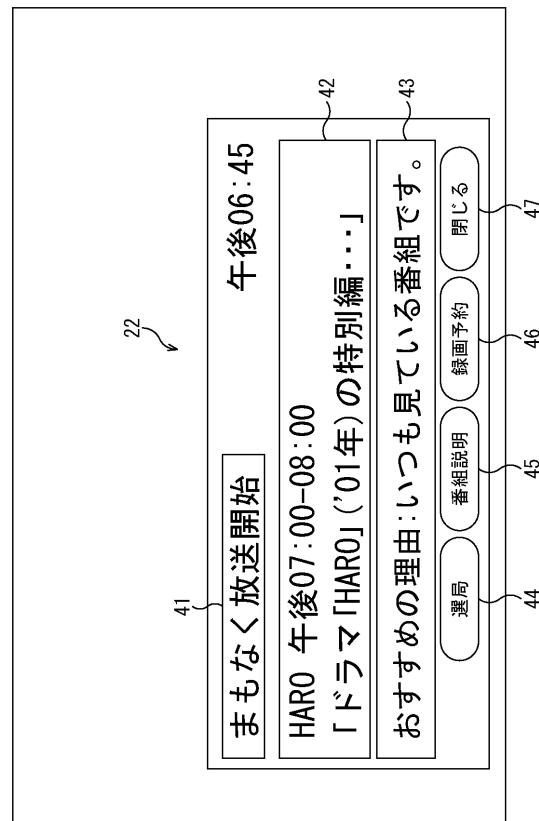
【図3】

図3

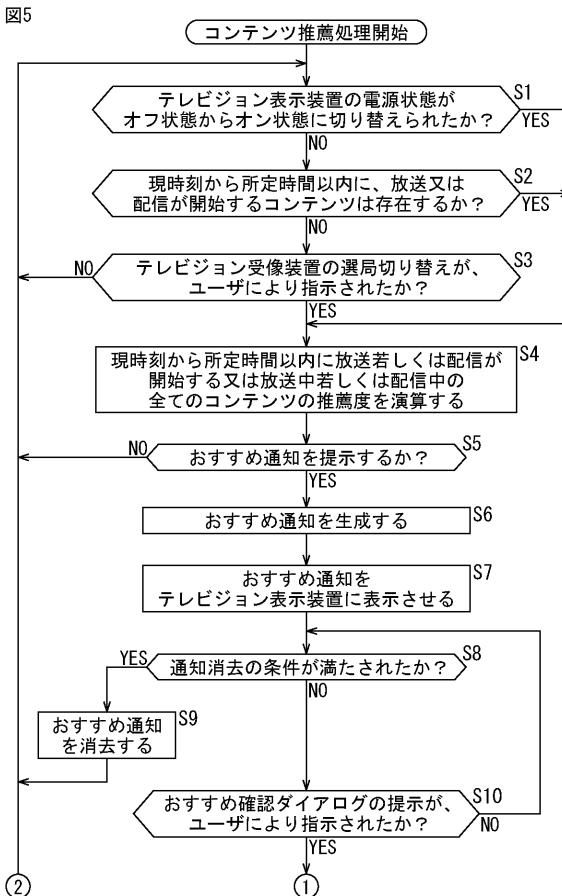


【図4】

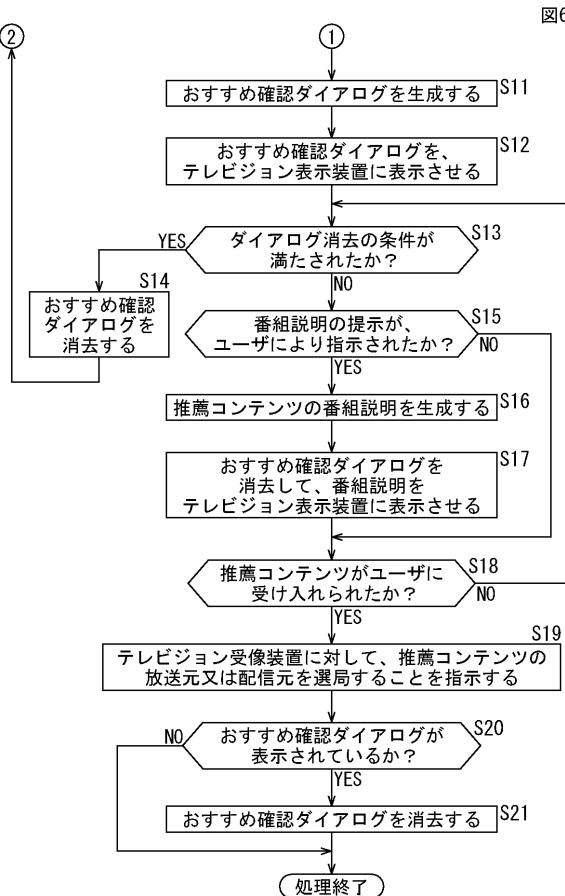
図4



【図5】

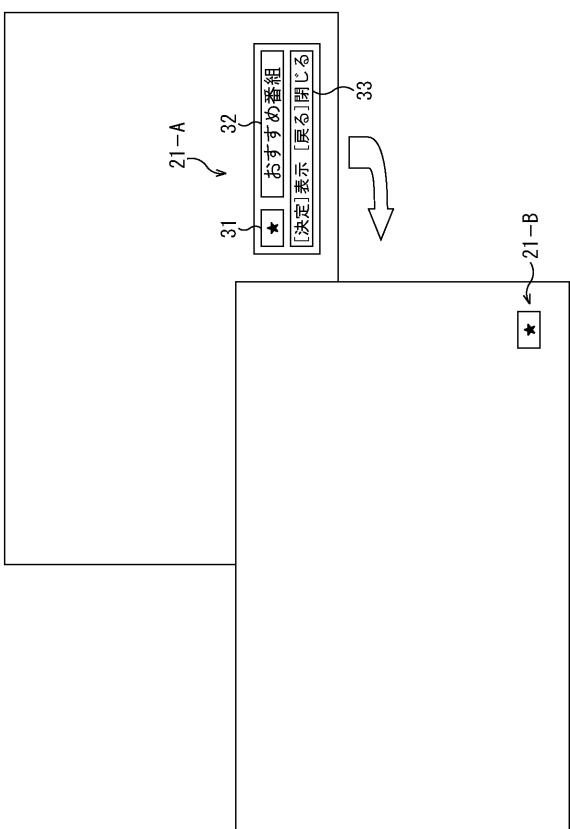


【図6】

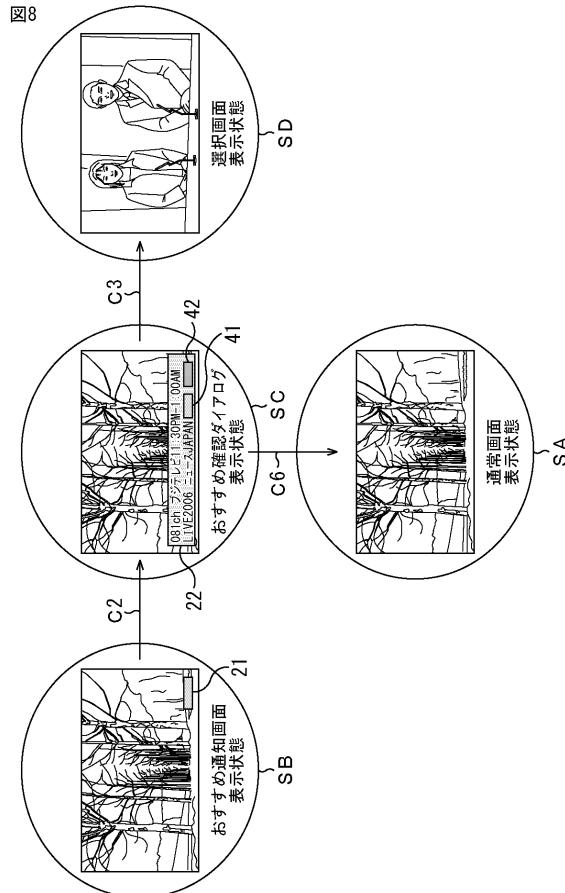


【図7】

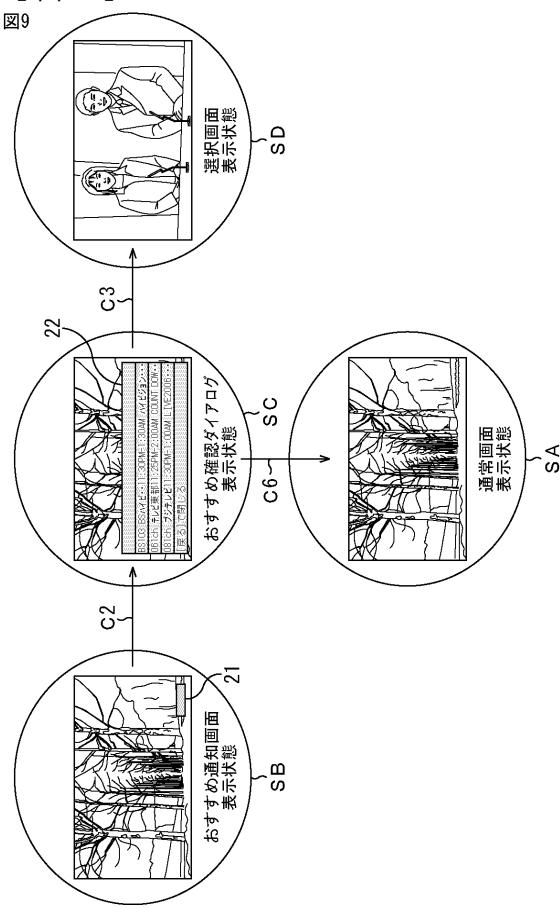
図7



【図8】



【図9】



【図10】

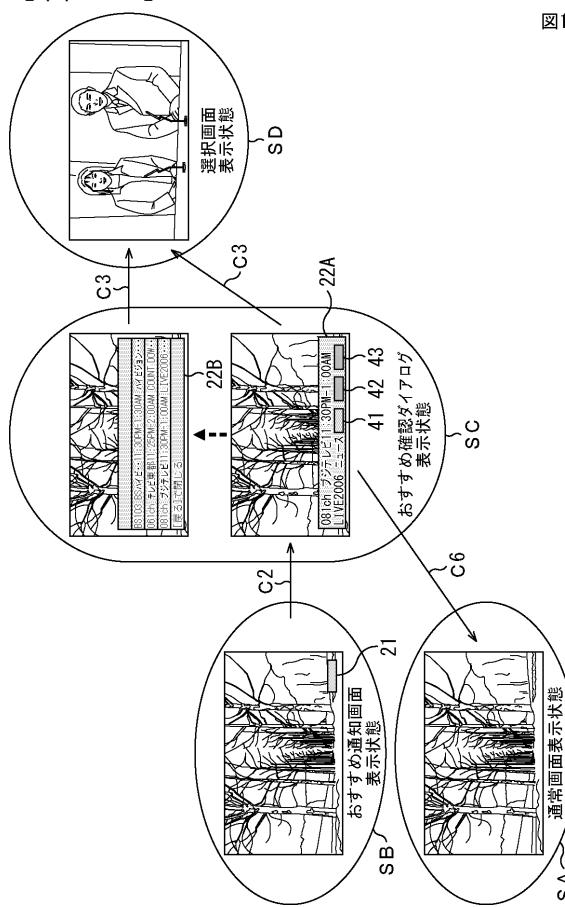
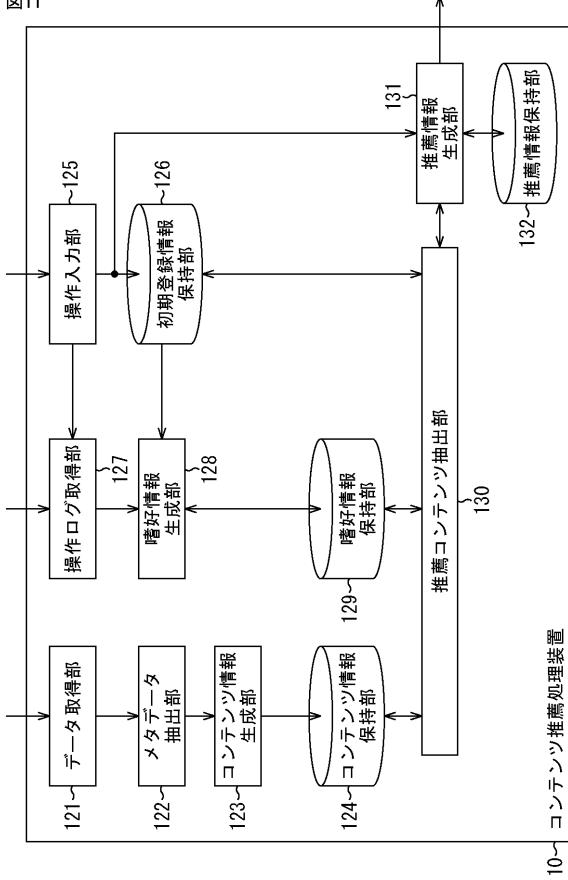


図10

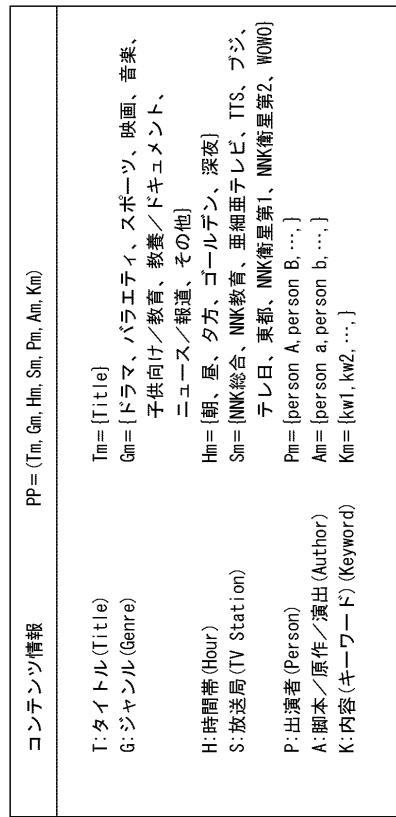
【 図 1 1 】

図11



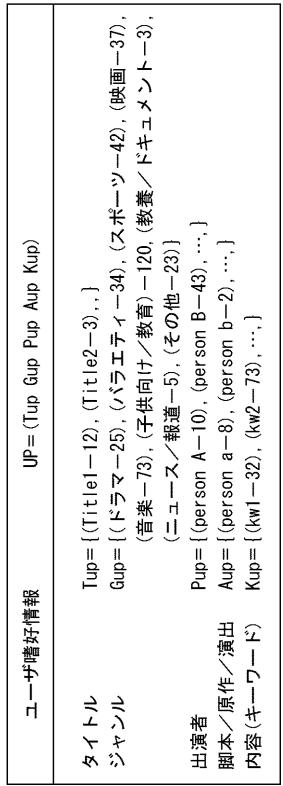
【 図 1 2 】

図12



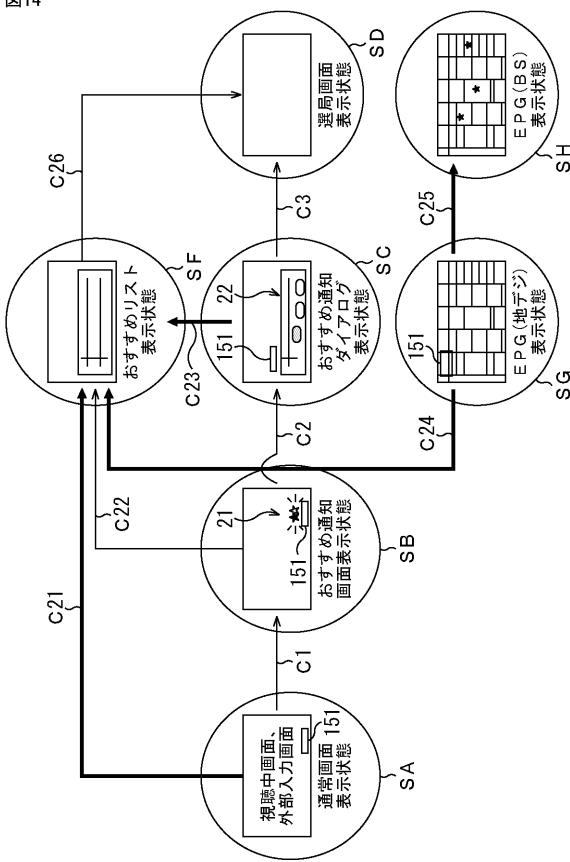
【図13】

図13



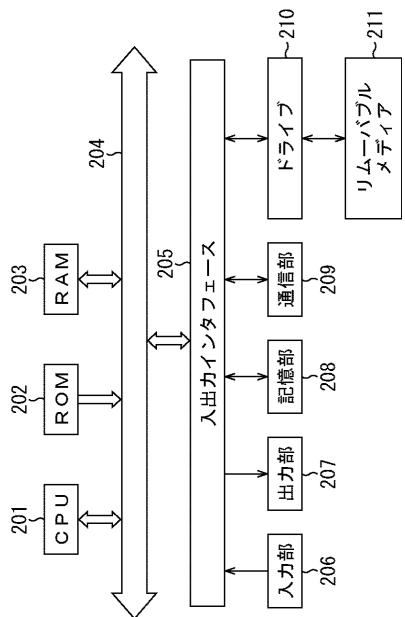
【 図 1 4 】

図14



【図 15】

図15



【手続補正書】

【提出日】平成20年5月15日(2008.5.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0052

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0052】

例えば、現時刻が、推薦コンテンツの放送や配信が開始される直前の時刻（例えば5分前等）になると、状態遷移条件C1が満たされたと判定され、テレビジョン表示装置11の表示状態は、おすすめ通知画面表示状態SBに遷移する。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0059

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0059】

即ち、図2のおすすめ通知画面表示状態SBにおいて、おすすめ確認ダイアログの提示を指示する操作がなされると、例えば上述した例では「決定」キーの押下操作がなされると、状態遷移条件C2が満たされたと判定され、テレビジョン表示装置11の表示状態は、おすすめ確認ダイアログ表示状態SCに遷移する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0060

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0060】**

おすすめ確認ダイアログ表示状態 S C に遷移すると、テレビジョン表示装置 1 1 の表示画面には、視聴中コンテンツの上に、おすすめ確認ダイアログ 2 2 が表示される。なお、おすすめ確認ダイアログ 2 2 は、図 2 の例では、3 つの橙円を含む表形式の画像とされているが、実際には例えば、図 4 に示されるような画像を採用することができる。

【手続補正 4】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0075****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0075】**

また、図 4 の例では、ソフトウェアボタン 4 6 は、推薦コンテンツの録画の予約を指示する操作ボタンとされている。以下、かかるソフトウェアボタン 4 6 を、図 4 の記載にあわせて、録画予約ボタン 4 6 と称する。即ち、ユーザは、提示された推薦を受け入れて、その推薦コンテンツの録画予約を指示する場合には、操作入力部を操作して録画予約ボタン 4 6 を押下すればよい。これにより、その録画予約の指示が、図 1 の録画再生装置 1 2 に対してなされる。すると、録画再生装置 1 2 は、推薦コンテンツの放送又は配信の開始時刻になると、その推薦コンテンツの録画動作、即ち、テレビジョン受信装置 4 から提供された推薦コンテンツに対応する映像／音声信号の記録媒体への録画を開始する。

【手続補正 5】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0079****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0079】**

即ち、図 2 のおすすめ通知画面表示状態 S B において、おすすめ通知 2 1 の消去を指示する操作がなされると、例えば上述した例では「戻る」キーの押下操作がなされると、状態遷移条件 C 7 が満たされたと判定され、テレビジョン表示装置 1 1 の表示状態は、通常画面表示状態 S A に遷移する。

【手続補正 6】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0114****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0114】**

これに対して、操作入力部の「決定」キーが押下されない限り、図 5 のステップ S 1 0 において N O であると判定されて、処理はステップ S 8 に戻され、それ以降の処理を繰り返す。即ち、ここでは、操作入力部の「戻る」キー又は「決定」キーが押下されない限り、ステップ S 8 と S 1 0 のループ処理が繰り返されて、おすすめ通知 2 1 の表示が保持される。即ち、図 2 でいえば、おすすめ通知画面表示状態 S B が維持される。

【手続補正 7】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0168****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0168】**

例えば、図 8 のおすすめ確認ダイアログ表示状態 S C 内に示されているように、1 つの推薦コンテンツの内容が表示されたおすすめ確認ダイアログ 2 2 であって、残りの推薦コンテンツの存在をユーザに提示するための領域 4 1 や、表示内容を別の推薦コンテンツに

切り替えるための操作ガイドまたはソフトウェアボタンが配置される領域 4 2 を含むおすすめ確認ダイアログ 2 2を採用することもできる。即ち、図 8 の例では、おすすめ通知 2 1 が表示されているおすすめ通知画面表示状態 S B において、「決定」キー等が押下され状態遷移条件 C 2 が満たされると、おすすめ確認ダイアログ表示状態 S C に遷移して、1 以上の推薦コンテンツのうちの所定の 1 つの内容が表示されたおすすめ確認ダイアログ 2 2 がユーザに提示される。

【手続補正 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 7 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 1 7 1】

あるいはまた例えば、図 1 0 のおすすめ確認ダイアログ表示状態 S C 内に示されているように、上述した 2 つの形態のおすすめ確認ダイアログ 2 2を組み合わせることもできる。即ち、図 1 0 の例では、おすすめ通知 2 1 が表示されているおすすめ通知画面表示状態 S B において、「決定」キー等が押下されて状態遷移条件 C 2 が満たされると、おすすめ確認ダイアログ表示状態 S C に遷移して、1 以上の推薦コンテンツのうちの所定の 1 つの内容が表示されたおすすめ確認ダイアログ 2 2 、即ち図 1 0 の例では図中下方の形態の確認ダイアログ 2 2 A がユーザに提示される。

【手続補正 9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 7 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 1 7 2】

この図 1 0 中下方の形態のおすすめ確認ダイアログ 2 2 A、即ち、最初にユーザに提示される形態のおすすめ確認ダイアログ 2 2には、図 8 と同様の残りの推薦コンテンツの存在をユーザに提示するための領域 4 1 、表示内容を別の推薦コンテンツに切り替えるための操作ガイドまたはソフトウェアボタンが配置される領域 4 2 の他さらに、複数の推薦コンテンツの一覧表示の形態への変更を指示する操作を行うための操作ガイドまたはソフトウェアボタンが配置される領域 4 3 が設けられる。この領域 4 3 に係る操作がなされた場合には、図 1 0 のおすすめ確認ダイアログ表示状態 S C 内の点線矢印で示されているように、図 1 0 中上方の形態のおすすめ確認ダイアログ 2 2 B、即ち、1 以上の推薦コンテンツの内容が同時に表示されたおすすめ確認ダイアログ 2 2 がユーザに提示される。

【手続補正 1 0】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 2 0 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 2 0 1】

これに対して、正履歴情報とは、ユーザが積極的に使用（視聴や録画等）するであろう、換言すれば、好ましいと思うであろうコンテンツを、推薦コンテンツの候補として抽出するために用いられる情報をいう。例えば、ユーザが、コンテンツの使用（視聴や録画等）をした場合、または、上述したように、ユーザに推薦情報として提示されたおすすめ確認ダイアログ 2 2（図 2 等参照）に含まれている推薦コンテンツが、ユーザに受け入れられて使用（視聴や録画等）された場合、その推薦コンテンツのメタデータは、好印象メタデータとして、正履歴情報の一部として利用される。ここに、一部と記述したのは、正履歴情報は、上述したコンテンツ情報のベクトル PP のようにベクトルとして表現でき、かかるベクトルの一成分に代入される情報自身として、またはその成分情報を生成する情報として、利用されるからである。

【手続補正 1 1】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0 2 0 3**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0 2 0 3】**

即ち、図 1 3 の例では、大項目として、「タイトル」、「ジャンル」、「出演者」、「脚本 / 原作 / 演出」、「内容(キーワード)」が採用されており、それらの各大項目のそれぞれについてのユーザの正履歴情報 T u p , G u p , P u p , A u p , K u p を各成分として構成されるベクトルUP、即ち、 $UP = (\underline{T \ u \ p}, \underline{G \ u \ p}, \underline{P \ u \ p}, \underline{A \ u \ p}, \underline{K \ u \ p})$ が嗜好情報として生成されている。

【手続補正 1 2】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0 2 0 6**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0 2 0 6】**

なお、この場合の抽出手法は特に限定されず、例えば、コンテンツ情報保持部 1 2 4 に保持されている複数のコンテンツのそれぞれについての各ベクトル $PP' = (T_m, G_m, P_m, A_m, K_m)$ と(図 3 参照)、ユーザ嗜好情報保持部 1 2 9 に保持されているユーザ嗜好情報のベクトル $UP = (\underline{T \ u \ p}, \underline{G \ u \ p}, \underline{P \ u \ p}, \underline{A \ u \ p}, \underline{K \ u \ p})$ と(図 4 参照)のマッチング処理を実行し、ベクトルUPとマッチングしたベクトル PP' を有するコンテンツを、推薦コンテンツとして抽出する、という手法を採用してもよい。

【手続補正 1 3】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0 2 5 3**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0 2 5 3】**

【図 1】テレビジョン番組放送、およびストリームデータの配信について説明する図である。

【図 2】本発明が適用される情報処理装置としての、図 1 のコンテンツ推薦処理装置の制御によって、テレビジョン表示装置 1 1 の画面に表示される画像の状態遷移の例を示す状態遷移図である。

【図 3】図 1 のコンテンツ推薦処理装置により生成されて提示される推薦情報の一例としてのおすすめ通知を示す図である。

【図 4】図 1 のコンテンツ推薦処理装置により生成されて提示される推薦情報の一例としてのおすすめ確認ダイアログを示す図である。

【図 5】図 1 のコンテンツ推薦処理装置が実行するコンテンツ推薦処理の一例を説明するフローチャートである。

【図 6】図 1 のコンテンツ推薦処理装置が実行するコンテンツ推薦処理の一例を説明するフローチャートである。

【図 7】図 3 のおすすめ通知の提示形態のバリエーションを説明する図である。

【図 8】図 4 のおすすめ確認ダイアログの提示形態のバリエーションを説明する図である。

【図 9】図 4 のおすすめ確認ダイアログの提示形態のバリエーションを説明する図である。

【図 10】図 4 のおすすめ確認ダイアログの提示形態のバリエーションを説明する図である。

【図 11】本発明が適用される情報処理装置としての、図 1 のコンテンツ推薦処理装置の

機能的構成例を示す機能ブロック図である。

【図12】図11のコンテンツ情報保持部に保持されるコンテンツ情報の一例を示す図である。

【図13】図11の嗜好情報保持部に保持される嗜好情報の一例を示す図である。

【図14】図1のコンテンツ推薦処理装置の制御によって、テレビジョン表示装置11の画面に表示される画像の状態遷移の一例であって、図2とは異なる例を示す状態遷移図である。

【図15】本発明が適用される情報処理装置としてのパソコンの構成例を示すブロック図である。

【手続補正14】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図13

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図 13】

図13

| ユーチャンル情報 | | UP=(Tup, Gup, Pup, Aup, Kup) |
|-----------|--|------------------------------|
| タイトル | Tup={ (Tit e1-12), (Tit e2-3) .. } | |
| ジャンル | Gup={(ドラマ-25), (バラエティ-34), (スポーツ-42), (映画-37), (音楽-73), (子供向け/教育)-120, (教養/ドキュメント-3), (ニュース/報道-5), (その他-23)} | |
| 出演者 | Pup={ (person A-10), (person B-43), ... , } | |
| 脚本/原作/演出 | Aup={ (person a-8), (person b-2), ... , } | |
| 内容(キーワード) | Kup={ (kw1-32), (kw2-73), ... , } | |

フロントページの続き

F ターム(参考) 5E501 AA20 AB06 BA03 BA05 CA02 CC02 EA05 EA10 EB05 FA04
FA23 FA43 FB34 FB43